

令和元年第4回太子町議会定例会（第481回町議会）会議録（第1日）

令和元年8月30日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第4号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について
- 6 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 7 報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 8 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 9 承認第3号 功労者等の承認について
- 10 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 11 議案第36号 令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 12 議案第37号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第38号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第39号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第40号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 16 議案第41号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 17 議案第42号 工事請負契約の締結について（龍田小学校外2校園空調設備設置工事）
- 18 議案第43号 工事請負契約の締結について（太子東中学校空調設備設置工事）
- 19 議案第44号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について
- 20 議案第45号 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第46号 太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第48号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 24 議案第49号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第50号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第51号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第52号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第53号 太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 29 議案第54号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 30 議案第55号 太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 31 議案第56号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 32 議案第57号 太子町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 33 認定第1号 平成30年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 34 認定第2号 平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 35 認定第3号 平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 36 認定第4号 平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 37 認定第5号 平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 38 認定第6号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
- 39 認定第7号 平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について
(認定第1号～認定第7号についての監査委員の審査報告)

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 報告第4号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について
- 6 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 7 報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 8 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 9 承認第3号 功労者等の承認について
- 10 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 11 議案第36号 令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）
- 12 議案第37号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第38号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第39号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第40号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 16 議案第41号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 17 議案第42号 工事請負契約の締結について（龍田小学校外2校園空調設備設置工事）
- 18 議案第43号 工事請負契約の締結について（太子東中学校空調設備設置工事）
- 19 議案第44号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について
- 20 議案第45号 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 21 議案第46号 太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 22 議案第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第48号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 24 議案第49号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第50号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第51号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部
を改正する条例の制定について
- 27 議案第52号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 28 議案第53号 太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 29 議案第54号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 30 議案第55号 太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

- 31 議案第56号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
 - 32 議案第57号 太子町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について
 - 33 認定第1号 平成30年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 34 認定第2号 平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 35 認定第3号 平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 36 認定第4号 平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 37 認定第5号 平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
 - 38 認定第6号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
 - 39 認定第7号 平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について
- (認定第1号～認定第7号についての監査委員の審査報告)

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中藪清志
9番	首藤佳隆	10番	福井輝昭
11番	清原良典	12番	中島貞次
13番	井村淳子	14番	堀卓史
15番	藤澤元之介		

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	大谷員代	書記	森文彰
書記	三井和代		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	名倉嗣朗
教育長	沖汐守彦	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	木村和義	経済建設部長	八幡充治
教育次長	栄藤雅雄	財政課長	嶋津一弥
監査委員	蓮本了遠		

議長挨拶

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

今年も猛暑と言える真夏日が続き、まだまだ残暑厳しい折ではございますが、本日も含め、非常に雨が降り続けております。議員各位には、その中でも極めて御健勝にて御参集を賜り、本日にここに令和元年第4回太子町議会定例会（第481回町議会）が開催できますことは、町政伸展のため、まことに御同慶にたえません。

さて、今期定例会は、人事案件を初め、条例の制定、補正予算、平成30年度一般会計、特別会計、企業会計の決算認定など、多数の重要案件を長期間にわたり御審議いただくことになっております。さらに、会期中には平成30年度決算審議のため、一般会計決算委員会の設置も予定され

ているところであります。何とぞ議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 皆様おはようございます。

令和元年第4回太子町議会定例会（第481回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

梅雨明けから続く今年の夏の猛暑もようやく峠を越えた感がいたしますが、それでもまだまだ暑い日々が続いております。議員各位におかれましては、何かと御多忙のところを御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。平素は町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っておりますことを感謝申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、提出させていただいております人事案件を初め、予算、条例並びに各会計の決算などの重要案件の審議をお願い申し上げるものでございます。また、後日追加で契約の議案1件を提出させていただく予定をしております。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決をいただきますようお願い申し上げます、まことに簡単ではありますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~

（開会 午前10時03分）

○議長（藤澤元之介） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第4回太子町議会定例会（第481回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤元之介） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、長谷川正信議員、玉田正典議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（藤澤元之介） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの26日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月24日までの26日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（藤澤元之介） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、令和元年第3回定例会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりました教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書につきましては、議決後直ちに関係方面へ提出し、その善処方を要望しておきましたので御了承願います。

次に、本日町長から議案等34件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成30年度5月分、令和元年度5月分及び6月分の例月出納検査報告書が提出されております。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のための本定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。このうち運本了遠監査委員には本日と定例会の3日目の会議のみ、栗岡正則総務課長、杉原勝由町民課長、首藤武司生活環境課長、藤野和徳社会福祉課長、山口裕之上下水道事業所長、山本紀弘管理課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（藤澤元之介） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から6月25日、7月2日、7月9日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

~~~~~

#### 日程第5 報告第4号 太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について

○議長（藤澤元之介） 日程第5、報告第4号太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第4号太子町債権管理条例に基づく債権の放棄の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町債権管理条例第6条の規定により、債権を放棄したものについて、同条例第7条の規定により、放棄した債権の名称、件数、金額及び放棄した事由を報告させていただくものでございます。

○議長（藤澤元之介） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第4号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（藤澤元之介） 日程第6、報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 報告第5号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成30年度決算について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率を報告させていただくものでございます。

○議長（藤澤元之介） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第5号を終わります。

~~~~~

**日程第7 報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について**

○議長（藤澤元之介） 日程第7、報告第6号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

教育長。

○教育長（沖汐守彦） 報告第6号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の執行状況につきまして点検及び評価を行ったものを報告させていただくものであります。

点検及び評価の対象は平成30年度に推進した主な教育諸事業でありまして、学校教育の充実31項目、社会教育の充実37項目、各項目に即した施策、事業ごとに点検・評価を実施しております。よろしくお願いたします。

○議長（藤澤元之介） 報告内容の説明が終わりました。

以上で報告第6号を終わります。

~~~~~

日程第8 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（藤澤元之介） 日程第8、同意第4号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 同意第4号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、教育委員会委員の圓尾健太郎氏の任期が本年9月30日付をもって満了となることに伴い、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。なお、同氏は同法第4条第5項に規定する保護者委員であります。

圓尾氏の経歴は参考資料のとおりであります。教育に対する広い識見があり、教育行政の推進に適任者であると考えております。

任期は令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4カ年であります。

よろしく審議を賜り、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第4号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(藤澤元之介) ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に松浦崇志議員及び出原賢治議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(藤澤元之介) 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(藤澤元之介) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(職員点呼、投票)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

松浦崇志議員及び出原賢治議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(藤澤元之介) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 14票です。

投票のうち賛成 14票、反対 0票です。

以上のとおり全員賛成です。したがって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

~~~~~

日程第9 承認第3号 功労者等の承認について

○議長（藤澤元之介） 日程第9、承認第3号功労者等の承認についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 承認第3号功労者等の承認について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町表彰条例及び同条例施行規則の規定により功労者の表彰を行いたく、町議会の承認を求めるものです。

本年度は7月30日に太子町まちづくり審議会に諮問し、答申を得た自治功労賞1名、社会功労賞4名、教育功労賞1名の承認を求めるものであります。

なお、功績内容は別添参考資料のとおりですので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切ります。よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（藤澤元之介） 日程第10、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

まず、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に太子町鶴110番地、武田紀彦氏、太子町岩見構238番地1、塚原二良氏、太子町

山田514番地、山本令子氏、太子町広坂463番地、玉田純造氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました武田紀彦氏、塚原二良氏、山本令子氏、玉田純造氏、以上の方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました武田紀彦氏、塚原二良氏、山本令子氏、玉田純造氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。追って御本人には、会議規則第33条第2項の規定により、後ほど文書により当選の告知をします。

次に、選挙管理委員の補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員の補充員、第1順位、太子町下阿曾138番地、吉田覚氏、第2順位、太子町太田486番地1、秋澤由美氏、第3順位、太子町立岡89番地12、梶野聖氏、第4順位、太子町松尾313番地2、井上仁氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました第1順位、吉田覚氏、第2順位、秋澤由美氏、第3順位、梶野聖氏、第4順位、井上仁氏、以上の方を選挙管理委員の補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位、吉田覚氏、第2順位、秋澤由美氏、第3順位、梶野聖氏、第4順位、井上仁氏、以上の方々が順序のとおり、選挙管理委員の補充員に当選されました。追って御本人には、会議規則第33条第2項の規定により、後ほど文書により当選の告知をします。

お諮りします。

本日の日程第11、議案第36号から日程第16、議案第41号及び日程第19、議案第44号から日程第39、認定第7号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第11 議案第36号 令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)

○議長(藤澤元之介) 日程第11、議案第36号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（服部千秋）** 議案第36号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、事業進捗による経費の補正及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ5億1,916万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を133億6,133万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、町債の追加と地方特例交付金、分担金及び負担金、繰入金の減額でございます。

次に、歳出予算におきましては、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費の追加と教育費の減額であります。

また、地方債の補正につきましては、学校整備事業、給食センター整備事業及び臨時財政対策債の限度額を変更するものでございます。

詳細につきましては総務部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

**○議長（藤澤元之介）** 総務部長。

**○総務部長（森田好紀）** ただいま上程されました議案第36号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）につきまして詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきまして、歳入予算においては前年度決算の確定による繰越金の追加と普通交付税、事業執行に伴う国県支出金等を補正するものでございます。歳出予算においては、人事異動等による人件費、事業執行による必要経費の補正を行うものでございます。

それでは、歳出から説明をいたします。

歳出全般にわたる人件費の補正につきましては、人事異動による職員給、手当等の増減、市町村職員共済組合及び公立学校共済組合の負担率の改定等を反映し、総額1,326万8,000円の減額となり、会計間異動を含めた全会計での人件費としましては1,227万円の減額でございます。

なお、人件費につきましては、以後個々の説明は省略させていただきます。

それでは、19ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節9旅費5万円及び節11需用費、消耗品費19万9,000円の追加につきましては、本町が自衛官募集事務重点市町に指定されたことに伴い、交付金を受けて啓発を行う経費を計上しております。

目7電子計算機費、節14使用料及び賃借料124万1,000円の減額及び節18備品購入費1,168万5,000円の追加につきましては、今年度置きかえを行う職員用のパソコンについて、リース契約を単年度購入に変更することによる経費の増減でございます。

21ページをお願いいたします。

目13基金費、節25積立金のうち、財政調整基金積立金1億7,761万6,000円の追加につきましては、前年度決算による実質収支額の2分の1以上を積み立てることを規定した地方財政法第7条第1項による法定積み立てでございます。また、公共施設建設基金積立金1億5,000万円の追加につきましては、将来の公共施設等の老朽化対策に備え、基金を積み立てるものでございます。

項2徴税费、目1税務総務費、節7賃金200万8,000円の減額につきましては、雇用に至らなかった徴収員の賃金を減額するものでございます。

目2賦課徴収費、節13委託料、88万9,000円の追加、節14使用料及び賃借料、確定申告システ

ム機器借料27万3,000円の減額及び節18備品購入費148万5,000円の追加につきましては、確定申告システム機器について、リース契約を単年度購入に変更することによる経費の増減でございます。節23償還金・利子及び割引料、諸税還付金等530万円の追加につきましては、過年度課税分の還付に不足が生じるため、決算見込みにより追加をするものでございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節7賃金、嘱託事務員賃金134万3,000円につきましては、育休代替職員の雇用による追加でございます。

23ページをお願いいたします。

節13委託料193万7,000円につきましては、住基ネットワーク機器について、リース契約を単年度購入に変更することによる経費の追加でございます。

項5統計調査費につきましては、委託金の交付決定によるもので、報酬等の必要経費を補正しております。

25ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金・補助及び交付金、高齢者等住宅改造費助成金418万4,000円の追加につきましては、県の制度改正により箇所ごとの限度額が撤廃となったこと及び消費税増税前の駆け込み需要を踏まえ、決算見込みにより補助金を追加するものでございます。節28繰出金につきましては、人件費に伴う国民健康保険特別会計への繰出金52万3,000円の減額でございます。

目2老人福祉費、節11需用費、消耗品費の追加につきましては、防災と福祉連携促進モデル事業として障害者等避難行動要支援者の避難訓練を実施するための消耗品等を計上し、あわせて訓練前に個別支援計画を策定するため、節13委託料のうち、個別支援計画作成委託料6万1,000円を計上しております。また、災害時要支援者支援システム更新委託料261万8,000円の追加、節14使用料及び賃借料22万9,000円の減額及び節18備品購入費73万6,000円の追加につきましては、災害時要支援者支援システム機器について、リース契約を単年度購入に変更することによる経費の増減でございます。節28繰出金につきましては、主に人件費に伴う介護保険特別会計への繰出金の追加でございます。

目3高齢期移行者医療費及び目6障害者医療費につきましては、前年度事業費の精算による返還金の追加でございます。

目4後期高齢者医療費、節19負担金・補助及び交付金568万8,000円の追加につきましては、過年度分の医療費負担金で、節28繰出金につきましては、主に人件費に伴う後期高齢者医療特別会計への繰出金の追加でございます。

27ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19負担金・補助及び交付金につきましては、幼児教育・保育の無償化の方針が明らかになり、一時預かり保育事業等の経費については、目3保育所運営費、節20扶助費のうち、子育てのための施設等利用給付費において給付することが示されたため、全額を減額しております。

目2保育所費、節7賃金、嘱託保育士賃金198万6,000円につきましては、育休代替職員の雇用による追加でございます。

目3保育所運営費、節20扶助費のうち、子どものための教育・保育給付費9,020万9,000円につきましては、決算見込みによる追加で、子育てのための施設等利用給付費4,579万8,000円につきましては、先ほど申し上げました一時預かり保育事業に加え、認可外保育施設利用者への給付を追加しております。

目5児童措置費及び目6乳幼児等医療費につきましては、前年度事業費の精算に伴う返還金の

追加でございます。

29ページをお願いいたします。

目9放課後児童健全育成事業費、節7賃金76万円の減額につきましては、放課後児童クラブ支援員の雇用状況に伴う決算見込みによる減額でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節14使用料及び賃借料26万6,000円の減額及び節18備品購入費63万3,000円の追加につきましては、健康管理システムで使用するパソコンについて、リース契約を単年度購入に変更することによる経費の増減でございます。節28繰出金につきましては、人件費に伴う水道事業会計への繰出金7万2,000円の追加でございます。

目3母子衛生費につきましては、前年度事業費の精算に伴う返還金の追加でございます。

31ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金・補助及び交付金178万5,000円につきましては、県補助金を活用し、岩見の里営農組合が購入する乗用管理機の購入に対して補助するものでございます。

目5農地費、節13委託料75万円につきましては、4月の法改正に基づき、町内のため池について把握する必要があることから、ため池の調査及びマップの作成を実施するための委託費用でございます。節19負担金・補助及び交付金につきましては、昨年度に完了した片吹頭首工撤去工事に係る残土処分について、産業廃棄物として処理しなければならなくなったことから町負担割合の8%である80万円を追加しております。

項2林業費、目1林業振興費、節13委託料、有害鳥獣駆除委託料につきましては、鹿、イノシシが増加しており、農業被害や地元自治会の要望を踏まえ、40頭分、140万円を追加するものでございます。

33ページをお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節7賃金28万8,000円の減額につきましては、雇用状況に伴う決算見込みによる減額でございます。

目2道路維持費、節15工事請負費838万7,000円の追加につきましては、町道丸山線ののり面について、風化により岩盤がもろく、危険な状態であることから、通行者の安全確保対策として工事を実施するものでございます。

項4都市計画費、目2下水道事業費、節28繰出金につきましては、人件費に伴う下水道事業会計への繰出金15万円の追加でございます。

35ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節8報償費、消防団員退職報償金39万1,000円の追加につきましては、30年以上勤務された消防団員の退職が例年より多く、不足分を追加するものでございます。

目4災害対策費につきましては、本町がマイ避難カード作成支援モデル事業のモデル団体となったことを受け、県補助を活用して住民一人一人が災害時に主体的な避難行動ができるような訓練の実施に係る費用を計上しております。内訳としましては、節8報償費にワークショップ等の講師謝礼として6万円、節9旅費に1万2,000円、節11需用費、消耗品費に5万8,000円、節13委託料に映像記録委託料として16万5,000円、節14使用料及び賃借料に5,000円を計上しております。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節1報酬36万円の追加につきましては、平成31年3月に改正された産業医報酬について、年額支給額との差を補正するものでございます。

目3教育振興費、節20扶助費9万円につきましては、実人数の確定による追加でございます。

37ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費のうち、斑鳩小学校プールサイド改修工事費51万8,000円の減額につきましては、入札残分を減額しております。また、太田小学校屋外階段防滑工事費85万8,000円につきましては、経年劣化により滑りやすくなっている屋外の鉄骨階段について児童の転倒防止のために防滑工事を実施するものでございます。節18備品購入費119万円の追加につきましては、太田小学校にある手動スクリーンについて、取り付け部分が破損し、スクリーンとしての使用が困難なことから新たに電動スクリーンを購入するものでございます。

目2教育振興費、節11需用費、修繕料112万7,000円の追加につきましては、この6月の落雷により故障した石海小学校の校務用パソコン及びネットワーク機器の修繕費用でございます。

項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費、修繕料55万円の追加につきましては、太子西中学校南館3階において、雨漏りをしている箇所を修繕する費用の追加でございます。節15工事請負費、太子東中学校3階渡り廊下手洗場増設工事費23万1,000円の減額につきましては、現在実施している大規模改造工事の中で本工事を実施することに伴い全額を減額しております。

項4幼稚園費、目2教育振興費、節19負担金・補助及び交付金のうち、幼稚園一時預かり保育料助成事業補助金120万円の減額につきましても、幼児教育・保育の無償化の方針により全額を減額しております。同じく、幼稚園給食副食費負担金147万8,000円につきましては、幼児教育・保育の無償化により年収360万円未満世帯の子供及び第3子の給食副食費の負担軽減が決定されたことに伴い、給食回数等に応じて費用を追加しております。

39ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目6図書館費、節11需用費、修繕料33万円の追加につきましては、読書会室の西側にある配管パイプが漏水したため、その修繕費用を計上しております。

目7会館管理費、節13委託料52万2,000円につきましては、特殊建築物に当たる文化会館について、従来から必要であった建築設備検査委託料を計上するものでございます。

41ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目3総合公園管理費、節7賃金、嘱託事務員賃金189万8,000円の減額につきましては、雇用に至らなかった事務員の賃金を減額するものでございます。節15工事請負費671万7,000円の追加につきましては、経年劣化しているテニスコートのうち、南側3面について人工芝の張りかえ工事を実施するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

11ページをごらんください。

款10地方特例交付金、項1地方特例交付金につきましては、交付額の確定により減収補てん特例交付金263万6,000円を追加するものでございます。

項2子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、保育所及び幼稚園の下半期分の保育料等を追加しておりますが、当初予定で計上していた子育てのための施設等利用給付費分を該当歳入へ振りかえたこと等により849万4,000円を減額しております。

款11地方交付税につきましては、普通交付税の交付額が18億1,797万6,000円と決定したことにより差額を補正するものでございます。

款13分担金及び負担金、項1負担金、目3教育費負担金12万8,000円の減額につきましては、預かり保育にて町が負担する経費について、款10地方特例交付金、項2子ども・子育て支援臨時交付金へ歳入を振りかえております。

13ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金につきましては、歳出で申し上げます。

した各給付費の国交付分の追加でございます。

項2国庫補助金及び項3委託金につきましては、交付決定による増減でございます。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金につきましては、歳出で申し上げました各給付費の県負担分の追加でございます。

15ページをお願いいたします。

項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務費補助金、ひょうご地域創生交付金3,499万8,000円につきましては、県が各市町の地域創生の取り組みを支援するために創設された交付金で、補助率は2分の1でございます。

目2民生費県補助金、節1社会福祉費補助金につきましては、歳出の補助に伴う追加及び前年度事業費の精算に伴う追加でございます。節2児童福祉費補助金につきましても、前年度事業費の精算に伴う追加でございます。

目4農林水産業費県補助金及び目8消防費県補助金につきましては、歳出の補正に伴う追加でございます。

項3委託金、目1総務費委託金につきましては、交付決定による統計調査に係る委託金の追加でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金3億5,405万5,000円の減額につきましては、今回の補正予算における財源調整により減額するもので、17ページの目2ふるさと応援基金繰入金の減額につきましては、先ほど申し上げましたひょうご地域創生交付金の交付決定に伴い、40万4,000円を減額しております。

款20繰越金につきましては、平成30年度一般会計の実質収支額との差額を補正するものでございます。

款21諸収入、項4雑入、目2雑入につきましては、歳出の補正に伴う関係歳入の追加と派遣職員の人件費の減額でございます。

款22町債、項1町債、目5教育債のうち、給食センター整備事業債100万円の追加につきましては補助金の交付決定によるもので、太子東中学校大規模改造事業債5,100万円の追加につきましては当事業が防災・減災国土強靱化緊急対策事業に該当することから、より有利な起債へ振りかえたことによるものでございます。

目6臨時財政対策債につきましては、普通交付税の算定にあわせ発行限度額が決定されたもので、1,160万円を追加するものでございます。

最後に、5ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正につきましては、先ほど申し上げました学校整備事業、給食センター整備事業及び臨時財政対策債の補正にあわせて限度額を変更するものでございます。

以上で議案第36号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第37号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤澤元之介） 日程第12、議案第37号令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第37号令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、額の確定通知及び前年度精算等による補正でございます。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ2億2,410万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億8,357万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰越金の追加と繰入金の減額でございます。

歳出予算におきましては、基金積立金、諸支出金の追加と総務費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） それでは、議案第37号令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算においては人事異動等に伴う一般会計繰入金の減額、前年度決算額の確定による繰越金の追加を行う補正であります。

歳出予算においては、人件費の減額、県国保連合会負担金の追加、平成30年度保険給付費等交付金の実績精算による償還金の追加等を行う補正であります。

それでは、歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、人事異動等に伴う人件費補正として52万3,000円を減額しております。

目2連合会負担金については、保険事業費負担金の新設に伴い、14万5,000円を追加しております。

款5基金積立金については、歳入歳出の財源調整として2億546万4,000円について、財政調整基金積立金として追加をしております。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金については、平成30年度保険給付費等交付金、平成31年2月診療分の実績精算による償還金1,902万3,000円を追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、節2職員給与費等繰入金において、歳出の総務費において人件費を減額したことから人件費分と同額の52万3,000円を減額しております。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金については、平成30年度実質収支額2億3,463万2,607円から当初予算措置額を差し引いた2億2,463万2,000円を追加しております。

以上で令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第38号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤澤元之介） 日程第13、議案第38号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第38号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正、実績精算による補正及び介護保険システム改修経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ3,566万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億6,603万9,000円とするものでございます。

歳入予算につきましては、支払基金交付金、繰入金、繰越金の追加でございます。

歳出予算におきましては、総務費、介護サービス事業費、地域支援事業費、基金積立金、諸支出金の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） それでは、議案第38号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入では前年度決算の確定による繰越金及び前年度精算による地域支援事業交付金の補正でございます。

歳出では、介護報酬改正等に伴うシステム改修並びに異動等による人件費及び前年度決算額の確定による基金積立金や償還金等の補正を行うものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、異動等によるものとして、節3職員手当等で8万円の減額、節4共済費で1万6,000円の追加、介護報酬改正等に伴うシステム改修を節13委託料で8万7,000円追加し、合計2万3,000円追加しております。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費については、異動等によるものとして、節3職員手当等で1万円の減額、節4共済費で10万9,000円を追加し、合計9万9,000円を追加しております。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費については、異動等によるものとして、節2給料で40万9,000円を追加、節3職員手当等で45万7,000円を追加、節4共済費で33万2,000円を追加、節19負担金・補助及び交付金で6万4,000円を追加し、合わせて126万2,000円を追加しております。

10ページをお願いいたします。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金費については、介護給付費準備基金を積み立てするもので、2,210万円を追加しております。

款9諸支出金、項1償還金、目1償還金については、平成30年度事業精算の結果、国庫、県費、支払基金への返還金として1,218万円を計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1地域支援事業交付金については、平成30年度事業精算の結果、22万6,000円計上しております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、歳出に計上しました人件費等の補正、システム改修費及び償還金を合わせて385万7,000円を追加しております。

款 9 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金については、平成30年度からの繰越金として3,158万1,000円を追加しております。

以上で議案第38号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を終わらせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第39号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤澤元之介） 日程第14、議案第39号令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第39号令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費と過年度保険料納付金等の補正でございます。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ232万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,588万3,000円とするものでございます。

歳入予算につきましては、繰入金と繰越金の追加であります。

歳出予算におきましては、総務費と後期高齢者医療広域連合納付金の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） それでは、議案第39号令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算においては事務費繰入金の追加、前年度繰越金を追加するものでございます。

歳出予算においては、人件費の追加、過年度分の後期高齢者医療広域連合保険料納付金を追加するものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、職員人件費56万6,000円を追加しております。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金は、令和元年4月、5月の保険料収納分であります過年度分の保険料納付金を176万2,000円追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は、歳入歳出の財源調整を行うため、56万4,000円を追加しております。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金は、令和元年4月、5月収納の保険料を平成30年度分の過年度保険料納付金として広域連合に納付することになっているため、当初から繰越金として800万円を計上してございましたが、平成30年度決算の実績に基づきまして176万4,000円を追加し

ております。

以上で議案第39号令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第40号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（藤澤元之介） 日程第15、議案第40号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第40号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正と事業関係経費の補正でございます。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1 事業収益に414万3,000円を追加し、収益的収入の総額を5億3,210万8,000円としております。

また、収益的支出の款1 事業費用から225万9,000円を減額し、収益的支出の総額を5億1,049万8,000円としております。

次に、資本的収入の款1 資本的収入は、既定の予算に4,315万3,000円を追加し、総額を2億7,435万3,000円としております。

また、資本的支出の款1 資本的支出は、既定の予算に4,724万4,000円を追加し、総額を4億8,671万5,000円としております。

次に、第4条は、当初予算第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の額を減額しております。第5条は、当初予算第8条に定める他会計からの補助金の補正でございますが、第2条の収益的収入の補正に伴いまして追加するものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 議案第40号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

主な内容といたしましては、人事異動に伴う人件費関係の経費と配水管移設工事費について補正するものでございます。

まず、第2条収益的収入の款1 事業収益は、当初予算に414万3,000円を追加し、総額を5億3,210万8,000円としております。その内訳といたしまして、項1 営業収益につきましては、糸井地内における配水管の撤去工事を県より受託するものでございまして、受託工事収益87万6,000円を追加しております。

項2 営業外収益326万7,000円の追加につきましては、総務省で定める「一般会計繰り出し基準」に基づきまして、職員の異動にかかわる児童手当16万円の追加、基礎年金拠出金8万8,000円の減額によりまして他会計補助金7万2,000円を追加するものでございます。また、糸井地内配水管撤去工事に伴う長期前受金13万3,000円を戻し入れ、職員の異動に伴う退職給付費引当金の本年度末所要額が平成30年度末残高を下回ることになりましたので収益化するものでございます。

次に、収益的支出の款1事業費用は、当初予算から225万9,000円を減額いたしまして、総額を5億1,049万8,000円としております。その内訳といたしまして、項1営業費用225万9,000円の減額につきましては、5ページに掲げておりますが、異動職員にかかわる給与、手当、次年度の夏季手当支給にかかわる賞与等引当金繰入額、法定福利費並びに退職手当組合負担金と退職給付費引当金繰入額の補正、及び配水費におきましては糸井地内配水管撤去工事を追加いたしまして、除却資産の減価償却費及び資産減耗費を補正いたしております。

次に、第3条、款1資本的収入、項1工事負担金4,315万3,000円の追加につきましては、岩見構地区の圃場整備に伴う配水管の移設工事を県より受託するものでございます。

款1資本的支出、項1建設改良費4,724万4,000円の追加につきましては、岩見構地区の圃場整備に伴う移設工事に係る関連経費の補正でございます。

第4条は、当初予算第7条に定めます議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございますが、職員給与費の補正額である221万4,000円を減額し、補正後の額を6,596万5,000円としております。

最後に、第5条は当初予算第8条に定める他会計からの補助金の補正でございますが、第2条の収益的収入、款1事業収益、項2営業外収益の補正に伴いまして、他会計補助金7万2,000円を追加いたしまして233万円に改めるものでございます。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第41号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（藤澤元之介） 日程第16、議案第41号令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第41号令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、異動等に伴う人件費の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の款1下水道事業収益に642万4,000円を追加し、収益的収入の総額を12億6,735万6,000円としております。

また、収益的支出の款1下水道事業費用に78万9,000円を追加し、収益的支出の総額を12億6,191万5,000円としております。

第3条は当初予算第8条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の額を追加しております。

詳細につきましては経済建設部長が説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 議案第41号令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う人件費関係の補正を行うものでございます。

まず、2ページをお開きください。

第2条では、収益的収入の款1下水道事業収益、項2営業外収益を当初予算に642万4,000円を

追加しまして、事業収益の総額を12億6,735万6,000円とします。これは総務省が定めます「一般会計繰り出し基準」に基づきまして、児童手当15万円の追加にかかわる他会計負担金を追加するものでございます。また、職員の異動に伴う退職給付費引当金の本年度末所要額が平成30年度末残高を下回ることになりましたので収益化をするものでございます。

また、収益的支出では、款1下水道事業費用、項1営業費用において78万9,000円の人件費を追加しまして、事業費用の総額を12億6,191万5,000円といたします。内訳は4ページに掲げております。異動した職員にかかわる手当、引当金繰入額及び法定福利費の追加、給料、退職手当組合負担金及び退職給付費引当金繰入額の減額でございます。

次に、3条では、当初予算第8条に定める議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございますが、職員給与費の補正額である63万9,000円を追加いたしまして、補正後の額を3,372万9,000円といたしております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第17 議案第42号 工事請負契約の締結について（龍田小学校外2校園空調設備設置工事）

○議長（藤澤元之介） 日程第17、議案第42号工事請負契約の締結について（龍田小学校外2校園空調設備設置工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第42号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本件につきましては、龍田小学校外2校園空調設備設置工事の請負契約でございます。

工事請負契約につきましては、去る7月24日に実施しました制限つき一般競争入札では1社のみの参加により落札に至らなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、現在太子東中学校大規模改造工事を施工中である兵庫県姫路市北今宿1丁目5番3号、株式会社坪田工務店、坪田充治代表取締役と税抜き金額1億2,500万円で随意契約するものであります。

詳細につきましては教育次長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） それでは、龍田小学校外2校園空調設備設置工事につきまして詳細説明を申し上げます。

本工事につきましては、昨年度全国的な猛暑に起因します健康被害の発生状況等を踏まえまして、熱中症対策として創設されましたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、この交付決定を受けまして本町でも学校・園の空調設備設置工事を実施し、快適な教育環境の確保を図るものでございます。

主な工事内容でございますが、まず3点でございます。

まず、1点目、配管やつりボルト設置のための天井撤去と復旧、建具の改修及び室外機基礎等の建築に関する工事、2点目、電気の配線に加えまして龍田小学校、太田小学校におきます換気扇用の配線のための電気設備に関する工事、3点目、空調機器や冷媒管、ドレン管設置及び配管、換気設備設置のための機械設備工事、以上の3点でございます。実施の面積等につきまして

は、龍田小学校は7教室で延べ床面積409.5平米、太田小学校は37教室で延べ床面積2,424.6平米、太田幼稚園は9教室で延べ床面積550.8平米を予定しております。

空調設備の動力源には電気を用いるものとガスを用いるものがございます。導入時の初期費用につきましては電気式が安価でありまして、燃料費等の維持コストにつきましてはガス方式に分があると一般的には言われておるところでございます。

まず、太田小学校では高圧受電設備が既に設置されている高圧受電の施設でございます。設計上、電気方式で全ての普通教室に空調を入れますと、さらに容量の大きな設備を入れる必要が生じます。初期費用の利を生かすことができないため、燃料コストの有利なガス方式を採用しております。

次に、太田幼稚園でございますが、高圧受電設備のない低圧受電の施設でございます。設計上、電気方式で全ての教室に空調を入れると高圧受電設備での受電が必要になります。これにつきましても燃料コストの有利なガス方式を採用しております。

最後に、龍田小学校でございますが、都市ガスの供給エリアから大きく外れておりまして電気方式を採用しているところでございます。

工事請負契約につきましては、7月24日実施の制限つき一般競争入札では1社のみの参加でございまして不落に終わっております。近隣の動向の聞き取りによりますと、どこの業者も受注がいっぱいであるため、この状況でありますと競争入札を実施しても参加の見込みがないと判断をいたしましたところでございます。また、このたびの公金は繰越明許予算でございますが、国は事故繰越を認めておらず、今年度中の事業完了をさせる必要があります。そこで、現在太子東中学校の校舎、大規模工事を実施しております株式会社坪田工務店から見積書を徴収しましたところ、予定価格より安価な提示があったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により同社と随意契約により締結するものでございます。契約金額は税抜き1億2,500万円、工期は令和2年3月31日までとしております。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 太田幼稚園の関係で、後ろのほうに校舎の図面と配置をするものが載っております。龍田小学校は7教室、それから太田小学校37教室。それで、太田幼稚園が9教室になっているのですけれども、ここの図面は何回見ても8教室しか、私は見当たらないのですけれども。どこが9教室目になるのかなと思ひまして、その説明をお願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 図面を見ていただきまして、まず南棟で、陰といいましょうか、灰色に塗ってあるところなのですけれども、普通教室が3、それから中棟で2、北棟で4で、以上で9教室でございます。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それでは、確認させてもらいたいののですけれども、北棟で4教室ということでBが3つ。それから、もう1つはこの灰色で塗ってあるストックルームというところで理解していいのですか。これはA、Bでいいますと、室外機は何に当たるのでしょうか。お願いたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） これ表示がないのですけれども、北棟と同じBで整備するという形になっております。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 以前から、この入札が不調になった原因から説明はいただいておりますけれども、非常に違和感を感じております。随意契約である、1億円、この後のやつも1億2,000万円からですか。この不調になったから仕方がないというものの、先ほどの教育次長の説明でもありましたように国は事故繰越を認めていないと言われましたけれども、これに従わなければ、どういう結末に至るのか。そういうことは地元で年収1億円を超す衆議院議員もおられるから、全国的に一遍にこういうものをやれと言われても無理が生じるのは当たり前のことなんや。それをわざわざこちらからお願いして随意契約、まだそれでも頼んでやってもらうんですというふうにも私は聞こえるのですけれども、どうも非常に違和感があります。ましてや、工事をやっていくのに夏休みを狙っていたのに全くできずに、今後、3月末までの——当然冬休みもありますけれども、土日を狙ってやっていく。これも子供たちに、幾ら休みであるといえど、支障があると思われるのですけれども、その辺はどのように考えて今回出されているのか、お尋ねします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 議員おっしゃられましたとおり、全国的にこの事業が行われているところでございまして、これ平成30年度の国の補正で交付金が決定されたところですのでけれども。

まず、国の考え方、事故繰越のお話をさせていただきますと、これも県経由で確認させていただいたところなのですけれども、先ほども詳細で述べましたとおり、事故繰越。平成30年度から31年度で繰越明許費で予算を繰り越してるわけですのでけれども、この令和元年度中に必ずこの交付金を使つての事業を完成させる必要があると。令和2年度に繰り越し、制度上は繰越明許をした予算を、事故繰越というのは制度上可能ですけれども、もうそれは認めないという返答をいただいております。もし、今年度中に完成できないということになりますと、交付金を返還する、国のほうに交付金を返さなければならない。もっと言いますと、国のほうから交付金がおりてこないという状態になるわけですのでございます。令和2年度に整備をしようということになりますと、いわゆる町単独事業での整備ということになります。このたびの交付金を逃しますと、恐らく数十年、この空調設備に対する交付金というのはつくことはないであろうということが見込めるわけですのでございます。例えば10年後にこの交付金がつくのか、15年後につくのかと申しますと、国のほうは今回に限りこの交付金は交付するというを当初から説明しております。ですから、この機会を逃しますと交付金の交付が受けられないという状態になるという認識でございまして。

それから、この随意契約した理由につきましては詳細説明でも述べたとおりでございまして、年度当初と申しまししょうか、昨年の交付金がついた時点、また今年度の当初の時点ではこの機器の生産が果たしてメーカーのほうで追いつくのか、機器の取り合いになるのではないかとというような危惧もしていたわけですのでけれども、現在では機器よりもその施工業者がもう手いっぱい、なかなか事業が進まない、入札をしても不落であるというような状況が近隣でも続いております。そういう状況で、これはもうこちらのほうから業者を迎えに行くというような姿勢で行かないと、今年度中の施工が見込めないというふうな判断をいたしましたわけですのでございます。

当初はなるべく早い段階でこの整備をしようということで努力をしていたわけですのでけれども、時期がどんどんと過ぎまして今に至っているわけですのでございます。長期休暇期間中の施工というのを視野に入れていたわけですのでけれども、それもできなくなったということで、休み中と申しまししょうか、子供が休業している土日、祝日、それから冬期の休業等を中心に工事を施工するという

ことで、子供の教育、幼児教育には支障が出ないようにということを心がけて工事をさせていただくということを現在模索しているところでございます。そういう形で工事を実施したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 清原良典議員。

○清原良典議員 私はこれに反対する気持ちでもありませんけれども、今の教育次長の説明の中には非常に国の荒っぽい圧力というのですか、そういうものを感じざるを得ないという中身にも聞こえた次第でございますけども、それはきょうの現状において仕方がないのかなと思います。この後の太子東中学校は既に改修工事が行われていて、それにかかわる経費に今回の空調工事をあわせてすれば、幾らかの、当然100%の経費じゃなしにメリットはあると、あるはずです。それは理解します。

この3つの学校の分ですね。これも単独で1つずつ出せば非常に経費も高くなるので3つをあわせたのであろうと思われましても、とすれば、町内にもう1つ大きな工事をしなければならぬところがありますね。ついでにその考え方を、今のこの3つを合併で出した基本的な考え方と残る大きな、たしか太子西中学校ですか、その辺へ工事を発注するに当たり、当然計画もされていることと思いますので、その辺をひとつ説明をしていただけますか。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） このたび提案させていただいております龍田小学校外2校園、具体的には太田小学校と太田幼稚園の3校園でございますが、申しましたとおり、太子東中学校の大規模改造工事を施工中の坪田工務店に随意契約をさせていただこうという形で提案をさせていただいております。同じ中学校区で実施しております坪田工務店が現場に近いということで、少なからず経費の節減が図れるであろうというような考えを持っているところでございます。言われました太子西中学校区、太子西中学校と斑鳩小学校、石海小学校につきましては、このたび提案はさせていただいていないわけですが、追加でまた提案をさせていただこうという予定をしておりますが、すぐ近くで現在、町民体育館を施工しております株式会社正光に対して、太子西中学校を含め3校の空調設備の実施ができないかという打診をさせていただいたわけですが、ちょっと無理だということで。その太子西中学校、斑鳩小学校、石海小学校の空調設備につきましては、過去に太子町の工事を施工した実績がある業者を中心に指名競争入札でもって実施しようという予定をしております、来月に指名競争入札を実施するという予定になっているところでございます。

いずれにしても、今年度の施工ということ視野に入れまして、なるべく早い着手ということで今後も実施させていただきたいという意識を持っているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。  
締め切ります。よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

(休憩 午前11時53分)

(再開 午後1時00分)

○議長(藤澤元之介) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~

日程第18 議案第43号 工事請負契約の締結について(太子東中学校空調設備設置工事)

○議長(藤澤元之介) 日程第18、議案第43号工事請負契約の締結について(太子東中学校空調設備設置工事)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第43号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本件につきましては、太子東中学校空調設備設置工事の請負契約でございます。

工事請負契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、現在太子東中学校大規模改造工事を施工中である兵庫県姫路市北今宿1丁目5番3号、株式会社坪田工務店、坪田充治代表取締役と税抜き金額5,060万円で随意契約するものであります。

詳細につきましては教育次長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長(藤澤元之介) 教育次長。

○教育次長(栄藤雅雄) それでは、太子東中学校空調設備設置工事につきまして詳細説明を申し上げます。

本工事につきましては、先の議案第42号と同様に、熱中症対策として創設されましたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の交付決定を受けて快適な教育環境の確保を図るものでございます。

主な工事内容につきましても、先の議案第42号でも説明をいたしましたが、まず第1点、配管、つりボルト設置のための天井撤去と復旧、建具の改修及び室外機基礎等の建築に関する工事、第2点といたしまして電気配管に加えまして換気扇用配線のための電気設備に関する工事、3点目といたしまして空調機器や冷媒管、ドレン管設置及び換気設備のための機械設備工事、以上3点が内容でございます。

実施の面積等につきましては、28教室で延べ床面積1,685.25平米を予定しております。空調の動力源につきましては、先の議案第42号でも説明をさせていただいたところではございますが、太子東中学校は高圧受電設備が既に設置されている高圧受電施設でございます。設計上、電気方式で全ての普通教室をこの空調を入れるということで電気で行きますと、さらに大きな設備に入れかえる必要がございます。初期費用の利が生かせないということで、燃料コストの有利なガス方式を主に採用いたしております。なお、都市ガスの供給エリアから外れているところから、主としてプロパンガス方式を採用しております。工事請負契約につきましては、現在太子東中学校大規模改造工事を施工中の株式会社坪田工務店にあわせて発注することで経費が節減することか

ら、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により同社と随意契約を締結するものでございます。金額は税抜きで5,060万円、工期は令和2年3月31日までとしております。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川正信議員。

○長谷川正信議員 1点お伺いします。

空調の電力源の件ですが、龍田小学校につきましては電気方式の1本、太田小学校、太田幼稚園につきましてはガス方式の1本ですね。ただ、太子東中学校だけがLPG方式と一部電気方式をとられてますね。これは経費節減ということになれば、LPG1本だけでもよかったんじゃないかと思うのですが、その辺のところをよろしくお願いたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 今、太子東中学校につきましては、大規模改造工事を行っております。基本的に、この空調設備については普通教室に整備するということになっているわけですが、この大規模改造工事とあわせまして、この図面で申しますと、参考図面を添付させていただいているわけですが、太子東中学校の①のほうの一番下、南館の1階の校舎の大体左のほうの部屋について電気で整備するというような方針を立てているのですが、先ほども説明をさせていただきましたとおり、ガスの機器というのは初期投資が必要であると。電気は初期投資が比較的少ないというような説明をさせていただきました。いわゆる面積が小さい部屋ということになりますと、なるべくなら小さな能力の機器にするほうがいいということで、初期投資については電気方式のほうが有利であろうと。あと、配管等のかげんもあるのでありますが、主にはそういった面積の小さな部屋について従来も電気で、ここについては空調設備を整備している部屋もございます。このたび、面積の小さなところについては電気にするほうが、全体の設計の中では有利であろうということで電気を採用しております。主としてはプロパンガス方式で整備しようという方針でございますが、以上のような理由で電気との混在ということで設計をしているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 今回の空調設備の設置については、基本的には普通教室ということでありますが、当然どの施設においても使用の頻度であったり使用状況、そのあたりというのは現場の声を確認するであったり、教育委員会としてもエアコンが必要なのかどうかというあたりの議論、どのようにやったのかという部分と、ほかの教室に対する対応については今後検討していく方向で考えているのか、そのあたりの考え方を確認させてください。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 基本的には、普通教室を整備すると。交付金の対象が普通教室ということになっておりますので普通教室ということで原則的には進めたわけでございますが、どうしても特別教室につきましても、従来から非常に風の通りが悪いということで同時に整備することで、このたび話し合いの中で同時に施工しようというような部屋もございました。また、この普通教室以外のスペースにつきましては整備できるという設計をしております。今後、拡張できるという、そういう設計のもとにこのたび整備しようとしているものでございまして、何年度にと

いうことは決定はしていないわけですがけれども、将来的には普通教室以外につきましても整備というような時期が来るかもわからないということで設計をしているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

中藪清志議員。

○中藪清志議員 以前、エアコン設置の話が当初出てきたころには国の試算でいくと大体1教室300万円とか350万円とかっていう話が出てきたかと思うのですがけれども、今回でいくと議案第42号でも龍田小学校等の金額にしても、単純に教室で割るっていうのもあれなのかもしれないですがけれども、教室の工事の金額を見てもそこまで行ってないですし、さらに太子東中学校のエアコン設置についてはさらにそれより金額が落ちているというか、1教室当たりの単価っていうのが落ちているというふうに思うのですが、それについての理由——主なものが同じ業者に発注するからなのかっていうところの確認をしたいのですが、お願いします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） このエアコンの整備をする前につきましては、よく言われておりましたのは1教室300万円とか、350万円とかってような金額が言われておりました。実際に設計をいたしますと、初期投資をどうするのか、説明もさせていただいたとおり、動力源をどうするのかってというような、さまざまな問題もあるのですがけれども、設計の段階でなるべく金額を抑えようと。また、逆にランニングコストのほうを抑えることによって初期投資についてはちょっとは目をつぶろうと。いろいろな課題があったわけですがけれども、結果的にその実施設計をいたしますと、大体二百数十万円というようなところになったわけでございます。これも幼稚園、小学校、中学校、現場によってそれぞれ違うわけですがけれども、単純に龍田小学校外2校園のほうでいきますと二百数十万円というような、設計の段階では数字が出ます。太子東中学校につきましては、詳細説明でも説明をさせていただいたとおり、現在太子東中学校大規模改造工事を施工しております。同じ業者に発注をするということで現場経費の節減が図れるというところで、このたび随意契約をさせていただくわけですがけれども、設計上ではやはり1教室に換算しますと二百数十万円というような金額になります。ただ、その現場経費の節減等々によりまして、契約金額については節減が図れているといったところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 この議案第43号ですがけれども、太子東中学校のこの各部屋、また（聴取不能）における事務室とか、南棟の1階についても取りつけがなされる場所がございますが、天つり型、天井カセット型、また壁かけ型となっている、その分け方の違いの説明ですね。例えば、南棟の1階の事務室、Hということで基地教室で天井カセット型がついておりますが、部屋を図面で見ると、左端のFとかGと同じように壁かけ型でいけるのではなかったのかなと個人的に感じておりますが、今回そのような分け方になる根拠について説明をお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） このたび、このイメージ図でもつけさせていただいているのですがけれども、天つり型、天井カセット型等がございます。一般的に、その空調効率がいいという型というのはこの天井カセット型でございます。4方向に風が出ますので空調効率はいいのですがけれども、ただこの太子東中学校、従来の建物でございますので天井裏にこの天井カセット型をエアコンを入れるスペースというのがないというところがほとんどでございます。この天井カセット型

エアコンが入るところについて入れるというような、そういう設計上での選択がございました。金額的にも天つり型のほうが一般的にはやはり安価にはなるのですけれども、後々のランニングコスト、先ほど言いました空調効率等の関係もございまして、天つり型、天井カセット型、こういう設計上の選択を行って、最終的には決定をしているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それについてはわかりました。

今回、大規模改造工事と並行してエアコンの工事もされるのですけれども、大規模改造工事は2年間かけて、それからエアコンの工事は同じように3月末までということなのですけれども、議案第42号のほうで説明がありましたように、この工事についても土日、祝、また冬休みを中心に工事をされるということで理解していいのでしょうか。

それと、太子東中学校の保護者、今回太子東中学校に限らずエアコンを取りつけるということで、かなり工期がずれてきたということに関して、皆さんから会うたび、エアコンはいつつくのかということで、6月は無理でしたけれども、それが9月、それから10月末、それがいろんな工事の入札の関係もありまして3月にはなりましたけれども、すごいがっかりをされて。幸い、大分秋らしくというか、少し秋めいてきましたので暑さ的には今は問題はないのですけれども、そういう保護者の皆さんから暑さについて、もっと早くつけてほしかったなど。ただ、今後冬になりまして暖房のほうは使えるのかっていうふうな御質問もございますので、それについてもあわせてお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） この施工の時期がどんどんずれ込んで遅くなっているという点についてはおわびを申し上げます。先ほど来、説明をさせていただいておりますとおり、今現在の状況といたしましてはこちらが発注しても受注のほうで業者のほうの手いっぱいであるというような状況になっておりまして、早くこちらのほうも業者を決めて施工をしたいという意識を持って、なるべく早い段階での施工というのを心がけたいというふうに思っているところでございます。

その工事につきましては、日中、ウィークデーの学習をしている時間帯については影響が出ないようにということで、土日、祝日、また長期の休業中を中心にさせていただくということでは変わりはありません。それについては工事現場のほうと十分に調整をさせていただいて、影響が出ないように施工をさせていただきたいと思っております。

それから、冬期の暖房につきましても、エアコンということで暖房につきましても対応をするという形になっております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 1点お伺いいたします。

工期が3月31日までということで、これは今年度中にということでこのように設定されているかと思うのですけれども、1つの業者で都合4校を順次やられるのか、同時並行でやられるのかわかりませんが、実際問題としてこれは余裕を見た工期と見てよろしいのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 工事を所管しています課でありますので回答させていただきますが、今現在太子東中学校の大規模改修工事につきましては、とりあえず夏休み期間中の工事が、内装工事ですが終わりました、9月2日から新しい子供たちが来るわけですけれども、それには

現在空調が間に合っておりません。まだ一切手をつけておりませんので、今からまた天井の一部を剥がしたりしながら空調工事に入っていくわけですが、今現在そこで抱えている空調の下請業者、それから機械設備業者、電気業者をとりあえず押さえて、来年の春まで。そして、工事を担保しています。それについては、工程をまず組み直してローテーションでやっていくと。例えば、一部電気、機械、それから建築の天井を剥がしたりという工事が、重複する工事が結構出てきますので、学校にまず行事等を聞きながら、土日、夜間を使ってローテーションで今の施工体制でやっていくということで今現在考えてます。工期については、十分な余裕はございません。かなり厳しい工程でやっていくというのが前提であります。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 今のは中学校の話ですけども、議案第42号の3校園に関してを含めてかなり厳しい工期という、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 今申し上げたのは、一応太子東中学校1校と、追加で議決いただいた3校、合わせて全部で4校の工程の組み方を1つにまとめてやっていくと、ローテーションで工程を組みたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 2点確認します。

1点、本当に基本的なことで申しわけないのですが、この空調設備設置という工事費の中にエアコンの本体の値段も含まれてるという解釈でよろしいですか。別途また購入するという金額が上がってくるのでしょうか。その話と、太子東中学校及び議案第42号では龍田小学校、太田小学校、太田幼稚園というふうになりましたが、午前中の教育次長の答弁の中で追加で上がってくるものも太子西中学校、石海小学校、斑鳩小学校というふうにおっしゃったのですが、龍田幼稚園、石海幼稚園、斑鳩幼稚園、斑鳩保育園の状況をお願いしたい。その幼稚園のほうの動向と動力源のほうも確認だけしておきたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） まず、1点、エアコン本体の機器についての話でございますが、もちろん込みでございます。

それから、今、斑鳩保育所という話が出たのですが、保育所につきましては教育委員会の管轄じゃないのですが、保育所については既にエアコンについては設置済みという認識を持っております。龍田幼稚園、斑鳩幼稚園、石海幼稚園につきましては電気方式でもって既に発注をしております。議会の議決案件ではございませんので、この議会のほうには提案はさせていただきます。工期は7月16日から9月いっぱいということで現在施工中でございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 休憩中にもいろいろお話ししていたのですが、単独でこのエアコン工事を出した場合と、今回、太子東中学校の工事に合算でされたということで経費の効果、いかほど効果額として出ているのか。

それと、議案第42号についても、もう終わったのですけれども、もしよろしければ各3つの工事を単独でやった場合と今回合算で出ている場合の効果額、それをお示ししていただきたいと思
います。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） まず、分離発注といいますか、個別に全てを分けた場合と、それ
から3つを合算した場合に関しては一応のシミュレーションといいますか、その経費率の削減と
いうことでいうと、現場管理費と一般管理費において5%程度の削減にはなっているかなという
ふうには思います。ただし、落札日との関係があるので、それは一概に言えないところがござい
ますけれども。

それから、あとこの太子東中学校につきましては、基本的には設計額が約7,000万円を超えて
おりまして、普通入札でいきますともう失格になる金額で、今回随意契約ということで全部見積
もりを内容調査しまして、ダンピングであったり、手抜きであったり、そういったことがないか
っていうチェックをさせていただきました。その結果、やはり機器の購入単価が非常に安価に買
われていると。恐らく、このほかの3校に関してもグロスでかなりメーカーと交渉されてかなり
安い値段での価格が実現できたのかなと。ただし、業務単価は我々の設計段階よりも、かなり今
人がいないものですから上がってますので、そこの実質単価についてはわかりませんけれども、
太子東中学校に関しては約7,000万円ぐらいの設計額で落札予定のものが5,000万円ぐらいで今回
は上がっていますので、そのコスト削減効果はあったのかなというふうには思います。それは、や
はり設計上は出てこない現場での工夫といいますか、施工管理であったり現場での仮設工事であ
ったり、そういったもので業者側の見積もりによってはかなりメリットがあったのかなというふ
うに感じております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 本当にまた基本的なことで申しわけないのだけれど、この天つり型のエアコ
ン、天井カセット、壁かけのエアコン、それぞれあるのですけれど、エアコンのメーカーだけお
願いします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 基本的にガス空調のGHPと呼ばれるものと、電気方式のEHP
と呼ばれるものがあるのですけれども、基本的に商品が非常に品薄でありまして、受注後2カ月
ということであるんなメーカーに当たりをつけて、どこが一番供給可能かということで行って
おります。現在のところ、まだこれ工事を発注してないので業者の側からは承認も何も出てきて
ないのですが、今先行で行っています幼稚園3園に関しては、電気でございます東芝製を採用さ
せていただいています。今後、GHPについては（株）東芝は製作してなくて、ヤンマーかダイ
キン工業（株）かパナソニック（株）か、それからアイシン精機（株）ですね。その4社で恐ら
く決まるのではないかなと思ってます。電気に関しては、（株）東芝、三菱電機（株）、パナソ
ニック（株）っていうところで承認が出てくるのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切ります。よろしいですか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第44号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について

○議長(藤澤元之介) 日程第19、議案第44号平成30年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(服部千秋) 議案第44号平成30年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について説明を申し上げます。

本案件は、平成30年度水道事業会計の決算収支におきまして、未処分利益剰余金3,824万231円が生じたことにより、その金額を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(藤澤元之介) 経済建設部長。

○経済建設部長(八幡充治) 議案第44号平成30年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分について詳細説明を申し上げます。

説明の参考としてお手数でございますが、認定第6号平成30年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について、決算書の5ページのほうを開いていただければと思います。

平成30年度の損益計算書をごらんください。

1番から6番の項目、各収益・利益から費用・損失等をそれぞれ引いた結果、最下行の当年度未処分利益剰余金3,824万231円が生じております。

次に、決算書の6ページでございます。

平成30年度の剰余金計算書をごらんください。

資本金と剰余金の状況を示したものでございますが、未処分利益剰余金の前年度末残高243万3,182円は現金収入を伴わない長期前受け金の収益化によりまして生じたもので、前年度はこれを積立金とせず、全額を資本金に繰り入れさせていただいて処分しております。そして、当年度末の未処分利益剰余金も前年度と同じ要因で生じたもので、決算書の7ページにあります、本議会と同じ内容でございますが、平成30年度の剰余金処分計算書(案)のとおり、全額を資本金に繰り入れて処分したことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定によりまして、議会の議決を経て、これを行うものでございます。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第20 議案第45号 太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第20、議案第45号太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第45号太子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法改正により、子育てのための施設等利用給付の認定手続が新たに必要となったため、当該給付の申請を行う保護者及び申請に係る小学校就学前子供につき、町長が教育委員会に特定個人情報を提供できるようにするためのものがございます。

なお、施行日につきましては令和元年10月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第21 議案第46号 太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第21、議案第46号太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第46号太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、工業標準化法の一部が改正され、令和元年7月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものがございます。

条例の改正内容としましては、文言の整理としまして別表の参考中に写しの交付を行う際用の紙の大きさの規定として「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものがございます。

なお、施行日につきましては公布の日とし、令和元年7月1日から適用することとしております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第22 議案第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第22、議案第47号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第47号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正が令和元年12月14日に施行され、同法に規定される欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」の条文が削除されることに伴い、本条例においても当該欠格条項について規定された条文を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては令和元年12月14日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、私から議案第47号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

あわせて、参考資料の中に入っております議案概要書の8ページ、新旧対照表の3ページからも御参照いただければと存じます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、地方公務員法の一部が改正され、このたび令和元年12月14日に施行される中で、同法に規定される欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」の条文が削除されることに伴いまして、給与条例においても当該欠格条項について規定されております条文を改正するものでございます。公務員におきましても、現行制度において採用時に試験や面接等により適性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても、病気休暇、分限処分などの規定が整備されていることを踏まえましての改正となっております。

それでは、まず本則におきまして第19条及び第19条の2の期末手当、第20条の勤勉手当、第23条の休職者の給与に係る規定について、従来、地方公務員法に規定されておりました同法第16条の第1項の「成年被後見人又は被保佐人」の欠格条項に該当し、同法第28条第4項の規定に基づき、失職する旨の条文を削除させていただいております。

次に、附則第2条におきまして、経過措置といたしまして令和元年12月14日の施行期日前における「成年被後見人又は被保佐人」の欠格条項による期末手当、勤勉手当及び休職者の給与に係る当該規定については、なお従前の例による旨を規定させていただいているところでございます。

次に、附則第3条におきましては、職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正といたしまして、地方公務員法第16条において第1号に規定しておりました「成年被後見人又は被保佐人」の欠格条項が削除されることに伴いまして、「第2号」が「第1号」に号ずれを起こしたことによります改正をしているところでございます。

なお、施行日に関しましては、改正地方公務員法が施行されます令和元年12月14日としているところでございます。

以上、慎重な審議を賜り、原案どおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第23 議案第48号 太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第23、議案第48号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（服部千秋）** 議案第48号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の制定は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日より施行されることに伴うものでございます。

本町においては、これまでも地方公務員法の規定に従い、嘱託職員及び臨時職員制度を運用してきましたが、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与等について条例で定めるものでございます。

なお、施行日につきましては令和2年4月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

**○議長（藤澤元之介）** 副町長。

**○副町長（名倉嗣朗）** それでは、私から議案第48号太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

新規の条例でございますので、参考資料の中にあります議案概要書8ページ以降もあわせてごらんいただければと存じます。

条例の縦付の順序で記載をさせていただいたところでございます。

このたび、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日より施行されることに伴い、一般職の会計年度任用職員制度が新たに創設され、任用、服務規律等の整備が図られることになりました。また、当該職員においては期末手当等を支給することも可能となっております。従来、非常勤職員につきましては、各団体におきまして任用勤務条件等の取り扱いがさまざまであり、制度が不明確であったため、今般の改正によって統一的な取り扱いを定め、今後の制度的な基盤を構築することによりまして臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保しようとするものでございます。

本町におきましては、これまでも地方公務員法の規定に従いまして嘱託職員及び臨時職員制度を運用してきたところでございますが、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、いずれの職においても会計年度任用職員へ移行されることとなるため、改正法の規定に従いまして会計年度任用職員の給与等について新たに条例で定めるものでございます。また、この条例の附則におきまして、会計年度任用職員制度創設に伴う関係条例についてもあわせて整備を行っているところでございます。こちらにつきましては、新旧対照表の7ページ以降に掲載させていただいているところでございます。

議案に戻りまして、まず第1条におきまして、本条例を定める趣旨について規定させていただいているところでございます。

次に、第2条におきまして、会計年度任用職員の給与について、常勤職員と1週間の勤務時間を同じくするフルタイム会計年度任用職員にあつては給料、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当、常勤職員と比べて1週間または1日の勤務時間が短いパートタイム会計年度任用職員にあつては報酬と期末手当を支給することができる旨などを規定させていただいているところでございます。

次に、第3条におきましてはフルタイム会計年度任用職員の給料について別表給料表の定めによることを、第4条におきましては各職種における号給の適用について、町長が規則で定める旨

を規定させていただいているところでございます。

次に、第5条において、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給について毎月20日に支給することなど、正規職員に係る規定を準用する旨等を規定させていただいているところでございます。

次に、第6条において、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当につきましても、正規職員に係る規定を準用する旨を規定しております。

次に、第7条においてフルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当につきまして、第8条においては同職員の休日勤務手当につきまして、第9条においては同職員の夜間勤務手当につきまして、いずれも正規職員に係る規定を準用する旨を規定させていただいております。

次に、第10条において、フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理につきましては、勤務時間1時間当たりの給料額並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額における算定方法を規定しております。

次に、第11条におきまして、フルタイム会計年度任用職員の期末手当につきまして、任期の定めが六月以上の職員にあつては年間2.6カ月分を支給することなど、正規職員に係る規定を準用する旨等を規定させていただいております。

次に、第12条においてフルタイム会計年度任用職員の1時間当たりの給与額についての算定方法を、第13条においてはフルタイム会計年度任用職員の給料の減額について、当該職員に定められました勤務時間中に勤務しないときは第12条に規定します勤務1時間当たりの給与額を減額する旨などを規定しております。

次に、第14条でございますが、パートタイム会計年度任用職員の報酬につきまして、主にその算定方法として、第1項では月額で報酬を定める場合の方法、第2項では日額で報酬を定める場合の方法、第3項では時間で報酬を定める方法について規定しております。

次に、第15条においてパートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬につきまして、第16条においては同職員の休日勤務に係る報酬について、第17条におきましては同職員の夜間勤務に係る報酬について、いずれもその算定方法等について規定させていただいております。

次に、第18条におきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理につきまして、勤務時間1時間当たりの報酬額並びに時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬の額における算定を規定しております。

次に、第19条において、パートタイム会計年度任用職員の期末手当につきましては、任期の定めが六月以上の職員にあつては年間2.6カ月分を支給することなど、正規職員に係る規定を準用する旨等を規定しております。

次に、第20条においては、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給について、町長が規則で定める期日に支給する旨を規定させていただいているところでございます。

次に、第21条におきましてはパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額についての算定方法を、第22条におきましてはパートタイム会計年度任用職員の報酬の減額について、当該職員に定められました勤務時間中に勤務しないときは第21条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する旨などを規定しております。

次に、第23条におきまして、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与につきましては、職務の特殊性等を考慮し、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与につきましては常勤の職員との均衡及びその職務の特殊性等を考慮いたしまして、任命権者が別に定めるものとして規定をさせていただいているところでございます。

次に、第24条におきまして、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の算定方法

等について、正規職員に係る規定及び町長が別に定めます基準による旨を規定させていただいているところでございます。

次に、第25条におきまして、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に関する費用弁償の算定方法等について、太子町職員の旅費に関する条例の例による旨を規定しております。

次に、第26条におきまして、委任といたしまして、この条例の施行に関して必要な事項は町長が規則で定める旨を規定しております。

次に、附則でございますが、本条例の制定に当たり、関係条例の整備に伴う一部改正を行っております。新旧対照表の7ページ以降もあわせて御参照いただければと存じます。

まず、附則第2条におきまして、太子町議会政治倫理条例の一部を改正しております。改正内容につきましては、このたび嘱託職員が非常勤職員である会計年度任用職員へ移行されるに当たり、「嘱託職員」という名称の規定を、「嘱託」という部分の文言を、「非常勤職員」ということで文言を修正しております。

次に、附則第3条におきましては、公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正を行っております。改正内容といたしましては、公益的法人等への職員の派遣に際し、派遣できない者として条例で規定する者に規定されております地方公務員法第22条第1項に基づく「条件付採用職員」の条文が「同法第22条」とされたことによる参照条文の改正と「条件付」、「これごとへんの「附」の採用の漢字でございますけれども、これが法律上に規定といたしまして「条件付採用」、ごとへんのない「付」に変わりましたことに伴い、法律に準じた文言修正を行っております。

次に、附則第4条におきまして、太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正をしております。改正内容といたしましては、人事行政の運営等の状況の公表につきましては、これまで正規職員及び再任用職員に係る任免及び職員数に関する状況、人事評価の状況、勤務時間その他の勤務条件の状況について毎年公表してきたものでございますが、このたび「正規職員及び再任用職員」に加えまして、「フルタイム会計年度任用職員」についても公表の対象とするものでございまして、この改正を行っているところでございます。

次に、附則第5条におきまして、職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正を行っております。改正内容といたしましては、分限休職の期間において正規の職員については「最長3年」と規定されておりますが、会計年度任用職員につきましては地方公務員法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、「任命権者が定める任期の範囲内」とし、1会計年度内の任用を基本とした会計年度任用職員制度に沿った改正をさせていただいているところでございます。

次に、附則第6条におきまして、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正させていただいております。改正内容といたしましては、現在、嘱託職員の育児休業につきましては嘱託職員の給与及び服務に関する規程の中で措置をしているところでございますが、同職員が臨時職員とともにこのたび会計年度任用職員へ移行されることとなるため、職員の育児休業等に関する条例の中で「非常勤職員の育児休業」について規定しているものでございます。

第2条第3号におきまして、育児休業することができる非常勤職員といたしまして、在職期間が1年以上であることや、子が1歳6カ月に達する期日において、当該職に引き続き任用される見込みがあることなどについて規定をさせていただいているところでございます。

第2条の3におきましては、非常勤職員が育児休業をすることができる期限といたしまして、「原則子が1歳に達する日」とした上で、非常勤職員が子が1歳到達日において育児休業をしており、かつ1歳到達日後の期間においても育児休業することが継続的な勤務のために特に保育所

が確保できない等の特に必要と認められる場合につきまして「1歳6カ月まで」とすることなどにつきまして規定をし、第2条の4におきましては、さらに子が1歳6カ月到達日においても育児休業しており、かつ1歳6カ月到達日後の期間においても育児休業することが継続的な勤務にするため特に必要と認められる場合につきましては「2歳まで」とすることなどについて規定をしております。

第3条におきましては、再度育児休業することができる特別な事情といたしまして、先の1歳6カ月または2歳までを期限とすることができる特に必要と認められる事情の場合や任期の終了後、任命権者を同じくする職に引き続き採用されることに伴い、改めて育児休業をしようとする場合について規定させていただいているところでございます。

第7条におきましては、育児休業している職員の期末手当、勤勉手当の支給につきまして、会計年度任用職員は正規職員とは異なり勤勉手当の支給対象でないため、当該支給対象から除外する旨を、第8条におきましては会計年度任用職員について育児休業から復職する際の復職時調整の対象としない旨を規定しております。

第18条におきましては、部分休業することができない職員といたしまして、育児短時間勤務職員等や任命権者を同じくする職に引き続き1年以上任用されていない非常勤職員などを規定し、第19条及び第20条におきましては、部分休業を取得する非常勤職員につきまして、その取得時間や当該取得に係る1時間当たりの給与または報酬の減額方法等について規定させていただいているところでございます。

なお、育児休業等に係る取り扱いにつきましては、現在の嘱託職員及び国の非常勤職員の育児休業等の制度に準じた内容になっていることを申し添えます。

最後に、本条例の施行期日は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行日と同様、令和2年4月1日としているところでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。慎重な御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますよう何とぞお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第24 議案第49号 太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（藤澤元之介） 日程第24、議案第49号太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第49号太子町保育所の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、幼児教育・保育の無償化実施に向けた子ども・子育て支援法の改正により、新たに規定された認可外保育施設、預かり保育事業等の利用において、支給認定を受ける施設等利用給付認定保護者との区別を明確にするため、従来からの保育所、認定こども園、幼稚園の利用において、子供のための教育・保育給付の支給認定を受ける「支給認定保護者」が「教育・保育給付認定保護者」に用語の改正がされたことに伴い、当条例第6条中に引用します文言であります「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めるものでございます。

なお、施行日につきましては令和元年10月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第25 議案第50号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第25、議案第50号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第50号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、幼児教育・保育の無償化の取り組みとして、子ども・子育て支援法等が改正され、それに伴い特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに基づき、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、特定地域型保育事業者による連携施設の確保義務の緩和、免除についての規定を追加し、小学校就学前の子供に対する食事の提供に要する費用について規定を改正しております。

なお、施行日につきましては令和元年10月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第50号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案概要書は9ページから10ページ、新旧対照表は39ページから62ページにわたっておりますので、また御確認いただければと存じます。

今回の改正は、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国が進めております幼児教育・保育の無償化の取り組みといたしまして、子ども・子育て支援法等が改正されまして、それに伴い内閣府令であります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準がこのたび改正されたことに基づきまして、本条例の一部を改正するものでございます。

条例の内容でございますが、町長が認めた場合における特定地域型保育事業者による連携施設の確保義務の緩和、連携施設の確保義務の免除についての規定をこのたび追加しております。また、先ほど議案第49号でもございました内閣府令の改正に伴いまして、これまでの「支給認定」という言葉が「教育・保育給付認定」にかわりまして、「支給認定保護者」が「教育・保育給付認定保護者」、「支給認定子供」が「教育・保育給付認定子供」というような用語の文言改正も行わせていただいているところでございます。

さらに、無償化に伴いまして、子ども・子育て支援法第19条の第1項第1号に掲げます小学校就学前の子供に対する食事の提供に要する費用及び第2号に掲げます小学校就学前の子供に関する主食の提供に要する費用に加えまして、副食の提供に要する費用につきまして、教育・保育給付認定保護者から支払いを受けることができる費用といたしまして、低所得者等の減免について

もあわせて規定させていただいているところがございます。そして、内閣府令の改正にあわせて、その文言修正もあわせて行っているところがございます。施行日は令和元年10月1日としております。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり御議決いただけますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第26 議案第51号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第26、議案第51号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第51号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、幼児教育・保育の無償化の取り組みとして、子ども・子育て支援法等が改正されたことに基づき、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、教育認定子供及び満3歳以上保育認定子供に係る利用者負担額は無償とし、3歳未満児の利用者負担額のうち市町村民税非課税世帯の利用者負担額を0円としております。

なお、施行日につきましては令和元年10月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第51号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案概要書は10ページになります。新旧対照表は63ページから76ページになっておりますので、またよろしく願いいたします。

今回の改正は、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、先ほども申し上げましたように生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑みております、国が進めております幼児教育・保育の無償化の取り組みといたしまして、子ども・子育て支援法等が改正されたことに基づき、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第3条第1項において子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第1号に規定いたします教育認定子供及び第2号に規定いたしております満3歳以上の保育認定子供に係る利用者負担額を「無償」と規定いたしまして、これに伴いまして教育標準時間認定の利用者負担額を定める「別表第1」及び「別表第2」、保育認定のうち3歳児の利用負担を定めております「別表第3」を削除しております。「別表第1」から「別表第3」を削除することに伴いまして、3歳児未満の利用者負担額を定めております「別表第4」を「別表第1」に、減免等の基準を定めております「別表第5」を「別表第2」に繰り上げて規定し直しているところがございます。また、3歳未満児の利用負担額のうち、市町村民税非課税世帯、いわゆる第2階層の利用者負担額を「0円」としているところがございます。

さらに、今般の改正後に、先ほどの議案第50号でも申し上げましたけれども、従来使われてお

りました「支給認定」という用語が「教育・保育給付認定」という用語に改正しておりますので、これもあわせて改正させていただいているところでございます。

そして、無償化に伴いまして、食事の提供に要する費用の取り扱いが変更されまして、3歳以上の保育認定子供の副食費について保護者から支払いを受ける費用となりますので、町立保育所における副食の月額を定め、町が徴収するものとしてこれを第5条に規定しまして、減免規定もあわせてさせていただいているところでございます。

さらに、修正申告等によりまして、税額が変更になったときの利用者負担額の階層区分の変更につきましても、国の基準と同様になるような形で改正をさせていただいているところでございます。施行日は令和元年10月1日としております。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり御議決いただけますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第27 議案第52号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（藤澤元之介） 日程第27、議案第52号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第52号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、住民基本台帳法施行令の一部改正が令和元年11月5日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容としましては、婚姻等により氏が——氏というのは氏名の氏というものです——氏がかかった際には、旧氏の印鑑登録は自動抹消となりますが、本人からの届け出により住民基本台帳に旧氏を併記した場合は旧氏の印鑑が登録できるように改正するものです。

なお、施行日につきましては令和元年11月5日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、私から議案第52号太子町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案概要書は10ページ以降でございます、新旧対照表は77、78ページになります。

今回の主な改正は、名字を用いた印鑑の登録及び証明に関するものでございます。ここでは名字のことをこれ以降、先ほども町長が申し上げましたけど、氏という表現でさせていただきたいと存じます。婚姻等で氏がかわっても旧氏を通称として使用しながら活躍されている、主に女性の方が増加している中、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されないよう、内閣総理大臣を本部長とするすべての女性が輝く社会づくり本部では、女性活躍のため、基盤整備といたしまして、昨年、住民基本台帳及びそれに連動いたしておりますマイナンバーカード等に本人からの申し出によりましたら旧姓を併記することが、当時で平成31年11月を目途に可能となるよう関係法令を改正することが決定されておりました。このことから、本年4月に令和元年11月5日を施行日といたします住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が4月17日に公布されまし

て、これを受けて全国の市町村の印鑑の登録及び証明に関する事務の執行に関しまして、その運用の指針となっております総務省通知、印鑑登録証明事務処理要領の一部の改正がこのたびございました。その改正に合致した内容とするため、本条例を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、婚姻等により氏が変わり、旧氏で登録の印鑑登録は、先ほども町長が申し上げましたが自動抹消となりますが、本人からの届け出で住民基本台帳に旧氏を併記した場合は旧氏に係る印鑑が登録できるようにする関係規定を第4条第1項第1号、同項第2号、第7条第1項第3号、第13条第1項第4号及び第14条第1項第1号を改めまして、その他に事務処理要領の規定文の文言改めをあわせて行っております。

第2条におきまして、住民基本台帳の説明を「本町の住民基本台帳」を「本町が備える住民基本台帳」に改めまして、同様に第7条第1項第7号及び第14条第1項第7号において、「備考欄に記録されている」を「備考欄に記載がある」に改めているところでございます。また、この条例の条文をこのたび再点検をしたところ、「組み合わせたもの」という表記の仕方に送り仮名の統一性がございませんでしたので、このたびその必要性を認め、第4条第1項第1号、同条第2項と第7条第1項第7号及び第14条第1項第5号での文言整理をあわせて改正させていただいております。施行日につきましては、国の通知どおり令和元年11月5日としているところでございます。

以上、よろしく御審議賜り、原案のとおり御議決いただけますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第28 議案第53号 太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第28、議案第53号太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第53号太子町消防団条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことを踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第8条の欠格条項のうち、第1号「成年被後見人又は被保佐人」を削除するとともに、第3号中「免職」とあるのを、地方公務員法に準じ「懲戒免職」に改めるものでございます。

なお、施行日については公布の日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただけますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をします。

（休憩 午後2時22分）

（再開 午後2時22分）

○議長（藤澤元之介） では、再開します。

~~~~~

日程第29 議案第54号 太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について  
○議長（藤澤元之介） 日程第29、議案第54号太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第54号太子町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の改正による用語の改正で、第4条中の「支給認定保護者」という用語を「教育・保育給付認定保護者」という用語に改めるものでございます。

なお、施行日は令和元年10月1日としております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第30 議案第55号 太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第30、議案第55号太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第55号太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容としましては、幼稚園預かり保育の保育料について、月ごとに利用日数に450円を乗じた額を限度として徴収免除することとし、納入手続の変更により納入期限を翌月10日から翌月末日に改正しております。施行日につきましては、令和元年10月1日としております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第55号太子町立幼稚園における預かり保育に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

議案概要書は11ページ、新旧対照表は81ページになりますのであわせてごらんいただければ幸いですと存じます。

今回の改正は、主には今般の子ども・子育て支援法の改正によりまして、幼稚園預かり保育の保育料につきましても保育の必要性が認められる者においては月ごとに利用日数に450円を乗じた額、つまり利用日数を450円と掛け合わせましてそれを限度額といたしまして徴収免除するための改正でございます。そのために、これまでのように1時間当たり保育料200円としていました各幼稚園が算定した額を保護者に通知するのではなく、一旦月ごとの預かり保育の実績を各園から教育委員会事務局の管理課へ報告を受けまして、管理課におきまして利用者ごとの預かり保育料を算定し保護者へ通知する予定でございます。したがって、保護者への通知までの期間を要することになりますので、納入期限を現行の翌月10日から翌月末日に変更させていただきますと考えているところでございます。また、その他現状に応じた修正などを加えさせていただきます

ているところでございます。施行日につきましては令和元年10月1日といたしまして、10月分の預かり保育から適用されるよう経過措置も設けさせていただいているところでございます。

以上、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御議決いただけますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第31 議案第56号 太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第31、議案第56号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第56号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年12月に水道法の一部が改正され、水道の給水装置の新設、新しく設置する新設等の工事を行う指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容としましては、町の指定を受けている給水装置工事事業者が5年ごとに指定の更新を受けなければならないよう規定を追加するもので、あわせて更新に係る手数料に関する規定も追加しております。

なお、施行日につきましては令和元年10月1日としております。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 議案第56号太子町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

主な内容につきましては、平成30年12月に水道法の一部が改正されまして、水道の給水装置の新設工事を行う指定給水装置工事事業者の指定について5年間の更新制が導入されたことによりまして、所要の改正を行うものでございます。

まず、第7条の第1項の改正は、給水装置工事事業者が水道法第16条の2第1項の規定による町の指定を受けていることに加えて、水道の一部を改正する法律第25条の3の2第1項の規定により5年ごとの指定の更新を受けなければならないため、文言を追加するものでございます。

次に、第31条の改正につきましては、給水装置工事事業者の指定の更新にかかわる手数料に関する規定の追加と文言の整理、仮名表記を漢字に改めるものであります。第1号において新規の指定手数料を1件につき2万円と定めておりますが、指定の更新にかかわる事務作業が新規の事務作業と同等であることから、その手数料も同額の2万円として定めるものでございます。

最後に、第34条の改正は、給水装置の構造及び材質の基準について、水道法施行令の一部改正に伴う参照条文の番号が変更になったものでございます。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第32 議案第57号 太子町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第32、議案第57号太子町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第57号太子町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、平成31年4月に水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が公布され、水道法施行令に新たな規定が1条追加され、条にずれが生じたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容としましては、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格の規定において、参照する水道法施行令の条文をそれぞれ対応する条文に改正するものです。具体的には、第3条の改正では布設工事監督者の資格について施行令第4条第1項を第5条第1項に改め、第4条の改正は水道技術管理者の資格について同施行令第6条第1項を第7条第1項に改めるものであります。なお、資格の内容には変更はありません。条文の番号のみを改めるものでございます。

なお、施行日につきましては令和元年10月1日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第33 認定第1号 平成30年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第34 認定第2号 平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第35 認定第3号 平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第36 認定第4号 平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第37 認定第5号 平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第38 認定第6号 平成30年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について

日程第39 認定第7号 平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（藤澤元之介） 日程第33、認定第1号平成30年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第39、認定第7号平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 認定第1号から認定第7号までの各会計決算の認定について一括して説明を申し上げます。

最初に、認定第1号平成30年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

決算の概要としましては、歳入総額111億454万5,017円、歳出総額106億3,444万5,984円、歳入歳出差し引き額は4億7,009万9,033円であり、繰越明許費として翌年度に繰越すべき財源1億1,486万9,000円を差し引いた実質収支額は3億5,523万33円となっております。

歳入につきましては、予算額119億2,992万6,000円、調定額112億9,352万7,250円に対し、収入済額は111億454万5,017円、不納欠損額836万4,455円、収入未済額1億8,061万7,778円でございます。

また、歳出につきましては、予算額119億2,992万6,000円に対し、支出済額106億3,444万5,984円、翌年度繰越額7億7,050万2,000円、不用額5億2,497万8,016円となっております。

続きまして、認定第2号平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額35億1,342万9,688円に対し、歳出総額32億7,879万7,081円で、歳入歳出差し引き額は2億3,463万2,607円となっております。

歳入につきましては、予算額35億62万7,000円、調定額37億5,562万501円に対し、収入済額35億1,342万9,688円、不納欠損額825万6,318円、収入未済額2億3,393万4,495円でございます。

また、歳出につきましては、予算額35億62万7,000円に対し、支出済額32億7,879万7,081円、不用額2億2,182万9,919円となっております。

次に、認定第3号平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額22億7,751万2,730円に対し、歳出総額22億4,593万643円で、歳入歳出差し引き額は3,158万2,087円となっております。

歳入につきましては、予算額23億5,072万7,000円、調定額22億8,845万1,085円に対し、収入済額22億7,751万2,730円、不納欠損額244万6,695円、収入未済額849万1,660円でございます。

また、歳出につきましては、予算額23億5,072万7,000円に対し、支出済額22億4,593万643円、不用額1億479万6,357円となっております。

次に、認定第4号平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額4億4,061万6,670円に対し、歳出総額4億3,085万1,745円で、歳入歳出差し引き額は976万4,925円となっております。

歳入につきましては、予算額4億3,500万2,000円、調定額4億4,265万4,596円に対し、収入済額4億4,061万6,670円、収入未済額203万7,926円でございます。

また、歳出につきましては、予算額4億3,500万2,000円に対し、支出済額4億3,085万1,745円で、不用額は415万255円となっております。

次に、認定第5号平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

歳入歳出決算額は、歳入総額1,351万2,151円に対し、歳出総額1,216万8,521円で、歳入歳出差し引き額は134万3,630円となっております。

歳入につきましては、予算額1,342万1,000円、調定額1,354万2,151円に対し、収入済額1,351万2,151円、収入未済額3万円でございます。

また、歳出につきましては、予算額1,342万1,000円に対し、支出済額1,216万8,521円で、不用額は125万2,479円となっております。

次に、認定第6号平成30年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

平成30年度の収益的収支につきましては、税抜きで事業収益が5億1,377万7,342円に対し、事業費用が4億7,553万7,111円で、3,824万231円の純利益となっております。

一方、資本的収支につきましては、税込みで収入額は0円となりました。これは事業の繰り越

しに伴い、企業債の借入を実行しなかったことや資金を定期預金のみで運用し、投資有価証券の売買を行わなかったことによるものでございます。支出額は3億1,151万6,996円となっており、収支の不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,925万7,876円と過年度分損益勘定留保資金2億9,225万9,120円で補填しております。

最後に、認定第7号平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について説明を申し上げます。

平成30年度の収益的収支につきましては、税抜きで事業収益が11億6,969万1,328円に対し、事業費用が12億6,313万8,838円で、9,344万7,510円の純損失となっております。

一方、資本的収支につきましては、税込みで収入額は7億2,055万5,800円に対し、支出額は10億4,877万9,028円となっており、収支の不足額3億2,822万3,228円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額487万595円と引継金3億2,335万2,633円で補填しております。

また、平成30年度から下水道事業の公営企業会計への移行に伴い、平成29年度以前に発生した債権等を特例的収入及び支出として処理しております。

以上、7会計の決算案件についての説明を終わらせていただきます。詳細につきましては副町長、経済建設部長がそれぞれ説明申し上げますので、認定いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、私から認定第1号平成30年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第5号平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算までの5つにわたります決算認定について、順次詳細説明をさせていただきます。若干時間が長くなりますけれども、よろしくおつき合いのほどをお願いいたします。

それでは、まず最初に認定第1号平成30年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について詳細説明をさせていただきます。

参考資料にもあります主要施策の成果に関する説明書に記載しております事項につきましては一部重複説明となる箇所もあろうかと存じますが、御了解いただければ幸いと存じます。

まず、歳出から御説明を申し上げます。

全体を通しまして、参考資料の一番後ろのほうにございます決算審議資料6ページ、普通会計歳出決算性質別内訳表にもございますように、人件費につきましては14億5,060万1,000円で、対前年比1.9%の増となっております。同資料の4ページに一般会計歳出決算節別集計表にもありますように、職員数の増等によりまして給料が2,106万5,000円、職員手当等が701万5,000円、共済組合負担金が253万9,000円の増、負担率の変更等により退職手当組合負担金が466万円の減等になっております。

それでは、こちらの決算書のほうの54ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節4共済費2,004万2,880円につきましては、給付費負担率が1.5%となったために、前年度に比べ77万7,600円の減となっております。節10交際費7万7,496円の内訳につきましては、慶弔費が2件で4万800円、渉外費が3件で2万円、賛助費が3件で1万3,240円、その他1件で3,456円、前年度に比べまして3万7,356円の減となっております。

1ページをおめくりいただきまして、56ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10交際費100万4,783円の内訳につきましては、慶弔費が32件で33万7,400円、賛助費が32件で20万7,400円、渉外費が41件で33万8,507円、その他が8件で12万1,476円でございます。

次に、少し飛びまして64ページをお願いいたします。

目6企画費、節8報償費のうち、ふるさと応援寄付謝礼1億3,018万4,577円につきましては、1万2,728名に対して返礼品をお送りいたしました。寄附者に対する返礼品の経費でございます。節13委託料のうち、ふるさと応援寄付金業務委託料4,910万9,399円につきましては、ふるさと応援寄付に係る返礼品受け付け業務及び受領証明書発行代理業務に係る委託費用でございます。

1ページおめくりいただきまして、66ページをお願いいたします。

目7電子計算機費、節13委託料のうち、一番下の行に記載しております業務システム構築委託料149万1,588円につきましては、平成29年度に導入いたしました文書管理システム構築費の減等により、前年に比べまして509万8,140円の減となっております。その下の節14使用料及び賃借料のうち、1行目の電子計算機借料2,315万9,040円及び3行目のシステム使用料2,459万8,080円につきましては、システム経費を管理事業に沿った予算の目へ移行したこと等によりまして、前年に比べ電子計算機借料は985万8,168円の減、システム使用料は406万7,280円の減となっております。

1ページまたおめくりいただきまして、68ページをお願いいたします。

目9防犯対策費、節19負担金・補助及び交付金のうち、防犯カメラ設置整備費補助金82万5,840円につきましては、県の補助事業に採択された11自治会へ補助したものでございます。

次に、76ページをお願いいたします。

一番下にあります項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料のうち、2つ目の住基システム改修委託料503万2,800円及び、次のページ、78ページにありますコンビニ交付システム改修委託料99万3,600円につきましては、先ほど条例改正等の詳細説明でも申し上げましたけれども、マイナンバー等への旧姓併記をするためのシステム改修に係る委託経費でございます。節19負担金・補助及び交付金のうち、通知カード・個人番号カード関連事務交付金268万2,800円につきましては、事務を地方公共団体情報システム機構、いわゆる通称J-LISでございますけれども、こちらへ委任することによりまして交付金でございます。

少し飛びまして、次に82ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節13、一番下にあります205万2,000円につきましては、平成28年4月の自殺対策基本法の改正によりまして、全ての自治体で策定が義務づけられました自殺対策計画の策定業務に係る委託経費でございます。

1ページおめくりいただきまして、84ページをお願いいたします。

節28繰出金2億2,785万1,432円につきましては、国民健康保険特別会計への繰り出しでございます。この後の認定第2号で申し上げます歳入歳出決算書の歳入の他会計繰入金と相関関係にございます。そちらの決算書もまた10ページ、12ページともリンクいたしておりますけれども、内容といたしましては、法定分の繰り出しといたしまして保険基盤安定に1億6,546万8,834円、職員給与費に4,209万1,438円、出産育児一時金等に532万円、財政安定化支援事業に877万円に加え、平成30年度より県が国民健康保険の財政運営の主体となることを受けまして、地方単独事業の実施に伴う国庫負担金減額調整分といたしまして620万1,160円を繰り出ささせていただいているところでございます。総額は、前年度に比べまして272万5,150円の減となっております。

さらに、1ページをおめくりいただきまして86ページをお願いいたします。

目2老人福祉費、節28繰出金2億3,207万4,258円につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございます。こちら認定第3号の介護保険特別会計の歳入歳出決算書の歳入の他会計繰入金と相関関係にございます。内訳といたしましては、保険給付事業に2億2,676万2,296円、介護

サービス事業に531万1,962円となっております。

目3 高齢期移行者医療費537万8,505円につきましては、制度改正によりまして平成30年度から老人医療費助成から後期移行助成事業に切りかわったことを受けまして必要経費を計上させていただいているところでございます。

目4 後期高齢者医療費、節28繰出金8,540万3,415円につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。こちらにも認定第4号で歳入歳出の決算書の他会計繰入金と相関関係にございまして、そちらの決算書の6ページ、8ページとのリンクをしておりますのでよろしくお願いたします。内訳といたしましては、保険基盤安定として6,252万2,193円、事務費といたしまして2,288万1,222円となっております。

1ページまたおめぐりいただきまして、88ページをお願いいたします。

目5 つくも荘管理費、節15工事請負費1,638万6,840円につきましては、平成30年6月末をもちまして閉鎖いたしましたつくも荘の解体撤去及び太子山のり面の整地に係る工事費用でございます。

次に、94ページをお願いいたします。

目9 保健福祉会館管理費、節15工事請負費のうち、トイレ改修工事費556万2,000円につきましては、高齢者や障害者などの会館を利用されます多くの町民の利便性を図るためにトイレの洋式化を実施したものでございます。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費、節13委託料のうち、ファミリーサポート事業委託料223万6,590円につきましては、地域で子育てを相互援助できる環境をつくることを目的といたしまして、平成29年10月より開始いたしました当事業の運営を委託したものでございます。

次に、ぐっとページを進めていただきまして114ページをお願いいたします。

款4 衛生費でございます。款4 衛生費、項1 保健衛生費、目4 環境衛生費、節19負担金・補助及び交付金2,527万5,000円につきましては、火葬場運営に係る揖龍保健衛生施設事務組合への負担金でございます。

その下の項2 清掃費、目1 清掃総務費、節19負担金・補助及び交付金のうち、揖龍保健衛生施設事務組合負担金でございますが、これはごみと屎尿に係る負担金になりまして、運営、し尿、塵芥、収集運搬、施設整備、これらの5つの合計をいたしますと5億6,773万2,000円になりまして、その負担金でございますが、長寿命化大規模整備事業費の減によりまして、前年に比べまして5,169万円の減となっております。

次に、款6の農林水産業費、120ページをお願いいたします。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費、節19負担金・補助及び交付金のうち、上から3行目でございます大型機械導入事業補助金160万円につきましては、阿曾レンゲの里営農組合、農事組合法人岩見の里営農組合及び原営農組合への補助金でございます。

目4 米生産調整推進費、節19負担金・補助及び交付金のうち、経営所得安定対策推進事業費補助金189万5,000円につきましては、経営所得安定対策直接支払推進制度の推進活動や要件確認等に要する事務経費に対する補助金でございます。

目5 農地費、節13委託料のうち、農村地域防災減災事業委託料1,897万5,600円につきましては、広坂地区におきます向池ため池の改修計画の策定及び栗岡池のハザードマップ作成に係る委託費用でございます。ページ一番下にあります節15工事請負費3,685万8,240円につきましては、ヒナサイ山からの雨水等の流出を抑制するために排水路の改修を実施したものでございます。

1ページおめぐりいただきまして、122ページをお願いいたします。

節19負担金・補助及び交付金のうち、下から4行目の多面的機能支払交付金1,008万1,198円に

つきましては、農地維持支払交付金事業に取り組む14の自治会組織、資源向上支払交付金事業に取り組む11自治会組織及び施設の長寿命化事業に取り組む6自治会組織に対しての交付金でございます。一番下にあります岩見構下地区のほ場整備事業負担金890万円につきましては、県営によるほ場整備事業に伴う町の負担金でございます。

目7国土調査費、節13委託料のうち、地籍調査事業委託料820万8,000円につきましては、国土調査法に基づく地籍調査を実施したもので、塚森地区では地籍図と地籍簿の作成、福地地区では境界確認の実施、吉福、岩見構の地区では事前調査を実施した委託費用でございます。

次に、款8土木費に参りまして、128ページからの項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費、節13委託料のうち、次のページ、130ページ上段にございます太子陸橋修繕工事委託料1億200万円につきましては、JR敷地部分の太子陸橋修繕に係る委託費用でございます。

同じページの下の目3生活道路整備事業費、節17公有財産購入費の104万2,272円につきましては、沖代線歩行者待避所拡幅に係る用地購入費でございます。

1ページおめくりいただきまして、132ページをお願いいたします。

目4幹線道路整備事業費、節17公有財産購入費1,374万4,406円及び節22補償・補填及び賠償金4,875万6,511円につきましては、都市計画道路網干線外道路整備事業に係る用地購入費及び物件補償費でございます。

次のページ、134ページをお願いいたします。

1行目、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節13委託料でございます。都市計画マスタープラン策定基礎調査業務委託料87万1,560円につきましては、令和元年度から現行プランの改定に向け、社会情勢の変化等を踏まえた基礎資料の情報収集や調査を実施した委託料でございます。節19負担金・補助及び交付金のうち、危険空き家除却費・まちなか広場整備事業補助金91万7,000円につきましては、塚森地区にあった老朽化となりまして危険な空き家の除去費用を補助したものでございます。

目2下水道事業費につきましては、平成30年度より下水道事業が法適化を受けましたことについて、節24投資及び出資金といたしまして5億3,741万7,000円を、また節28繰出金に減価償却費補助金分等といたしまして繰出金を4億5,375万6,332円繰り出しております。出資金にいたしましては、また経済建設部長のほうから認定第7号のほうで下水道事業に係る決算との相関関係が、収入として他会計出資金として取り扱われておりますことを申し添えます。

1ページおめくりいただきまして、136ページをお願いいたします。

目3公園管理費、節15工事請負費のうち東保高田公園遊具更新工事232万2,000円につきましては、老朽化により腐食や劣化が激しい公園遊具の更新を実施したものでございます。

目4公園事業費、節15工事請負費7,963万4,880円につきましては、総合公園の街路灯及びグラウンド西側の街路等を整備したものでございます。

1ページおめくりいただきまして、138ページをお願いいたします。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、19負担金・補助及び交付金4億3,544万6,134円につきましては、一部事務組合を構成しております西はりま消防組合への負担金でございます。消防車両を購入したため、前年度と比べまして3,450万6,424円の増となっております。

次に、1ページおめくりいただきまして、140ページをお願いいたします。

目3消防施設費、節19負担金・補助及び交付金のうち、消防施設整備費補助金46万円につきましては、消防資機材であるホースの購入費について7自治会へ補助したものでございます。

さらに、1ページおめくりいただきまして、目4災害対策費、142ページ、節13委託料のうち、防災行政無線設計業務委託料399万6,000円につきましては、災害時の情報伝達手段の拡充を

図るため整備いたします防災行政無線の基本設計及び実施設計の委託費でございます。節15工事請負費、J-A-L-E-R-T受信機更新工事費303万4,800円につきましては、地域住民に対しまして緊急事態の発生を安定かつ正確に情報伝達するもので、現行の受信機が令和元年度より受信できなくなることから、その更新工事を実施したものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、節10交際費9万1,642円の内訳につきましては、慶弔費が11件で5万6,642円、渉外費が6件で3万5,000円でございます。

少しページを進めまして、150ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費のうち、上から4つ目の太田小学校屋内運動場トイレ改修工事費1,288万3,104円と、次の石海小学校屋内運動場トイレ改修工事費1,415万3,832円につきましては、災害時に避難者が利用できるようトイレの洋式化及び多目的トイレの設置工事を実施したものでございます。同じく真ん中あたりにございます斑鳩小学校外コンクリートブロック等撤去工事費268万2,720円につきましては、御案内のとおり平成30年6月に発生いたしました大阪北部地震によりますブロック塀の倒壊事故を受けまして、斑鳩小学校、石海小学校及び龍田小学校にあった危険ブロック塀の解体撤去に係る工事を実施したものでございます。

次に、156ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節15工事請負費1,292万3,064円につきましては、太子東中学校屋外トイレの洋式化及び多目的トイレの設置工事を実施したものでございます。

次に、少しまた進めますが、164ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目2公民館費、節15工事請負費のうち石海公民館耐震補強外改修工事費1,458万円につきましては、利便性を向上させるため、公民館の耐震補強及びトイレ等の改修を実施させていただいたものでございます。

次に、170ページをお願いいたします。

目5文化財保護費、節19負担金・補助及び交付金のうち、文化財保存整備費等補助金1,081万8,000円につきましては、斑鳩寺の庫裏の保存修理に係ります補助金等でございます。また、その下の屋台保存活動助成金250万円につきましては、糸井屋台保存会の屋台修理に係る補助でございました。

1ページおめくりいただきまして、172ページをお願いいたします。

目6図書館費、節15工事請負費621万円につきましては、利用しやすい図書館環境を整備するため、開架室天井の照明器具をLED化へ改修したものでございます。

目7会館管理費、節11需用費、一番下にごございます修繕料のうち、舞台機構ワイヤーロープ・停止制御装置更新1,080万円につきましては、ホールの舞台上にあります音響反射板等をつり下げておりますワイヤーロープ停止制御装置が更新時期を迎えたため、構造物が落下しないようにワイヤーロープ等を改修実施したものでございます。

少しまた進めさせていただきまして、182ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目2体育館費、節13委託料のうち、下の2つでございますけれども、耐震補強計画・大規模改造工事基本設計業務委託料893万633円及び耐震補強実施設計業務委託料の1,222万5,600円につきましては、建築より築39年が経過しております町民体育館の耐震補強大規模改修工事に係る基本設計及び実施設計業務の委託費用でございます。

1ページをおめくりいただきまして、184ページをお願いいたします。

目3総合公園管理費、節11需用費の一番下にございます修繕料のうち、施設修理費258万2,772円につきましては、総合公園テニスコート1面分の人工芝の張りかえ費用等でございます。

また、1ページをおめくりいただきまして、186ページをお願いいたします。

目4給食センター費、節13委託料のうち、下から3つ目の地質調査業務委託料115万6,680円につきましては、学校給食センターの改築工事に係る建物の地盤調査を実施いたしました委託費用でございまして、下から2つ目の用地測量業務委託料113万7,240円につきましては、地形の測量調査を実施した委託費用でございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、引き続き歳入の御説明を申し上げます。

全般的にいたしまして、収支均衡が図られたことにより財政調整基金からの取り崩しを行わなかったことによる繰入金の減の影響が大きく、参考資料にもありますように決算審議資料の1ページ、総括表にもありますように決算額は111億454万5,017円、前年と比べまして3.3%の減となっております。

それでは、決算書のほうの12ページをお願いします。

款1町税、項1町民税、目1個人につきましては、収入済額が16億4,833万91円で、対前年比1.2%の増となっております。これは納税義務者数が前年より比べて増加したことによるものでございます。

項2固定資産税費、目1固定資産税につきましては、収入済額が19億1,914万7,681円で、対前年度比2.8%の減となっております。これは平成30年度が評価がえの年度でございまして、主に従来家屋分の評価額が減少したことによるものでございます。

次に、少し飛びまして26ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務費補助金のうち、社会保障・税番号制度システム整備費補助金602万6,000円につきましては、システム改修に対する総務省の補助金で、歳出でも申し上げましたけど、マイナンバーカード等へ旧姓を併記するための改修に伴う補助金でございます。

次に、1ページをおめくりいただきまして28ページをお願いいたします。

目4土木費国庫補助金、節1道路橋りょう費補助金、社会資本整備総合交付金のうち都市計画道路整備費補助金3,125万円につきましては、網干線外道路整備事業に係る交付金で、補助率は2分の1でございます。同じく、その下の防災・安全社会資本整備交付金のうち、橋りょう長寿命化事業補助金1,832万5,000円につきましては、道路橋定期点検業務に係る交付金等で、補助率は10分の5.5でございます。同じく、道路更新防災等対策事業費補助金のうち橋りょう長寿命化事業補助金5,125万円につきましても、太子陸橋修繕工事に係る補助金で、この補助率も10分の5.5でございます。節2都市計画費補助金、防災・安全社会資本整備交付金のうち、真ん中あたりの都市公園事業費補助金3,300万円につきましては総合公園整備費に係る補助金で、補助率は2分の1でございます。

次に、32ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務費補助金のうち、ひょうご地域創生交付金1,877万2,000円につきましては、県が各市町の地域創生の取り組みを支援するために創設されました交付金でございまして、補助率は2分の1であります。

次に、36ページをお願いいたします。

目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金のうち、多面的機能支払交付金776万6,898円につきましては、歳出で申し上げました農作業環境の保全を図るための活動組織への交付金で、補助率は10分の7.5でございます。節2国土調査費補助金1,104万9,000円につきましては、塚森、福地、吉福及び岩見構地区の一部で実施いたしました地籍調査事業費補助金で、補助率は10分の7.5でございます。

次に、42ページをお願いいたします。

款17寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節1総務費寄附金3億6,594万1,000円につきましては、1万2,730名の皆様方から1万5,286件のふるさと応援寄付金として御寄附、応援いただいたものでございます。

以上で認定第1号平成30年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願いをいたします。

それでは、続きまして次に認定第2号平成30年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明をいたします。

決算書の16ページの歳出から御説明をさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国民健康保険事業の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費でございます。決算額は3,895万6,822円で、前年度に比べまして約573万円減少しており、人事異動等による人件費の減及びシステム改修費の減によるものでございます。

1ページおめくりいただきまして、18ページをお願いいたします。

項2徴税費、目1賦課徴収費は、国民健康保険税の賦課徴収事務に要する経常的な経費で、納税通知書の印刷経費や郵送経費などを支出しております。決算額は336万4,416円で、前年度より約29万円減少しております。主な要因は、印刷製本費及び通信運搬費の減によるものでございます。

款2保険給付費は、医療機関で診察、治療等がかかった費用のうち国民健康保険が支払う費用でございます。決算額は22億7,244万5,991円で、前年度より1,914万円増加いたしまして、0.85%の増となっております。

項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、一定期間会社などにお勤めになりました年金を受給されている退職被保険者等以外の方々に、一般被保険者に対する医療費の保険者負担分でございます。決算額は19億4,615万2,123円で、前年度より4,690万円増加しております。主な要因は、入院費用の増額によるものでございます。

目2退職被保険者等療養給付費は、一定期間会社などにお勤めになりました年金を受給されていらっしゃる退職被保険者等に対する医療費の保険者負担分でございます。平成30年度の決算額は1,534万8,077円で、前年度より約4,013万円減少しており、この要因は主に退職被保険者の減少によるものと考えております。

1ページまたおめくりいただきまして、20ページをお願いいたします。

項2高額療養費についてですが、高額療養費とは医療費が高額になったときに自己負担限度額を超えた分を保険者が負担するものでございます。

目1一般被保険者高額療養費は2億7,377万52円で、前年度より件数で384件増加し、決算額も約2,688万円の増となっております。この要因は、受診件数1人当たりの費用が増加したことによるものと考えております。

目2退職被保険者等高額療養費は413万2,537円で、前年度より件数で103件の減、決算額で957万円の減となっております。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は798万円で、前年度より件数で8件の減、決算額で328万円の減となっております。

1ページ進んでいただきまして、22ページをお願いいたします。

款3国民健康保険事業費納付金8億7,710万5,790円は、新制度によります県から全額交付されます保険給付費等交付金の財源といたしまして市町が県へ納めるものであり、県より各市町へ割り振られた納付金でございます。

項1 医療給付費分6億113万2,411円は保険給付の一部であり、項2 後期高齢者支援金等分2億776万6,824円は、全て75歳以上が加入いたします後期高齢者医療制度による保険事業に対しまして国民健康保険を含む全ての保険者が公平に財政負担をするための経費でございます。

項3 介護納付金分6,820万6,555円は、40歳以上65歳未満の被保険者に係る介護保険料相当額を県に納め、県から社会保険診療報酬支払基金へ納付されるものでございます。

款4 保険事業費、項1 保険事業費、目1 保健衛生普及費は、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品でございますけれども、これの普及促進を図り、費用負担抑制につながるために実施しております。先発医薬品から後発医薬品に切りかえた場合の利用差額通知に係る経費でございます。

1 ページおめくりいただきまして、24ページをお願いいたします。

項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費は、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、全保険者に義務づけられました特定健診、特定保健指導に係る経費で1,487万8,128円を支出しております。特定健診では1,648名の方が受診され、そのうち131名に特定保健指導を実施しております。受診率は前年度と比較いたしまして0.5%減少し、28.6%となっているところでございます。

款5 基金積立金は、平成30年度において財政調整基金から生じた利息利子でございますけれども、37万9,705円を基金に積み立てたものでございます。平成30年度末の国保財政調整基金残高は1億9,802万3,472円となっております。

26ページになりますが、款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金の6,802万4,399円につきましては、平成29年度に係る医療給付の実績報告などの結果、超過交付となった国庫支出金、療養給付費等の負担金等の超過分を返還したものでございます。

続いて、歳入について御説明をいたします。

8 ページにお戻りいただきたいと存じます。

款1 国民健康保険税の総額は6億1,904万895円で、前年度と比較いたしまして約3,410万円の減となっております。一般被保険者と退職被保険者等を合わせまして年度平均被保険者数では297人の減少が見られるとともに、基準総所得金額の減少などにより保険税額総額も減少したものと考えております。

1 ページ進んでいただきまして、10ページをお願いいたします。

款3 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金23億7,538万1,897円で、町の保険給付費を賄うものでございます。節2 特別交付金のうち、備考欄に記載の保険者努力支援制度交付金598万5,000円は、平成30年度から始まりました予防健康づくりを初めとする医療費適正化等に取り組む努力に対しまして財政支援が行われているものでございます。

款5 繰入金の決算額は2億2,785万1,432円で、前年度より約273万円減少しております。

1 ページ進んでいただきまして、12ページをお願いいたします。

節5 その他一般会計繰入金につきましては、これまでどおり財源補填のための一般会計繰り入れ、いわゆる赤字繰り入れは行われておりませんが、平成30年度から県の指示によりまして福祉医療にかかります地方単独事業の実施に伴う国庫負担金減額調整分として620万1,160円を一般会計より繰り入れさせていただいております。

款6 繰越金は、平成29年度決算に生じた実質収支を平成30年度に繰り越したものでございます。

最後に、一番後ろの27ページをお願いいたします。

平成30年度決算の総括といたしまして、歳入総額35億1,342万9,688円に対しまして、歳出総額

32億7,879万7,081円でございます。歳入歳出差し引き額2億3,463万2,607円を翌年度に繰り越しをさせていただくところでございます。

終わりに、平成30年度から県が財政主体となり国民健康保険事業の安定化が図られましたが、今後も保険税の収納率向上に努め、関係各部署と連携しながら保健事業を推進することにより医療費の適正化を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で認定第2号の詳細説明を終わらせていただきます。

それでは、引き続きまして認定第3号平成30年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算書14ページからの歳出で御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、介護事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費でございます。

1ページおめくりいただきまして、16ページをお願いいたします。

項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、介護保険料の賦課徴収事務に要する経常的な経費でございます。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費につきましては、介護認定審査会の委員報酬等でございます。平成30年度は認定審査会を47回開催いたしまして、延べ1,218件の審査判定を行ったところでございます。

目2認定調査費につきましては、認定調査員5名分の賃金と主治医意見書作成手数料が主なものでございます。前年度に比しまして約79万3,000円の増加、調査対象者は1,261人、前年度と比しまして66人増加しているところでございます。

1ページまたおめくりいただきまして、18ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費につきましては、要介護と認定された方に対するサービス費でございます。前年度に比しまして約8,361万円の増で、件数は2,158件増加しております。

目2予防サービス費につきましては、要支援と認定された方に対する介護予防サービスでございます。前年度より約328万8,000円の減で、件数は121件減少しております。

目3高額介護サービス費につきましては、介護保険サービスに係る自己負担額が一定額以上になったときに払い戻されるサービス費でございますが、前年度より保険者負担分で約456万9,000円の減で、件数では107件の減少となっているところでございます。

目4特定入所者サービス費につきましては、特定施設に入所していらっしゃる低所得者の食事及び住居費に係る自己負担額の一定額以上の支給サービスに係る費用でございますが、前年度より保険者負担分で約72万5,000円の増ですが、件数では123件減少しているところでございます。

目5審査支払手数料は、兵庫県国民健康保険団体連合会の審査支払業務といたしまして、延べ3万3,546件分の手数料でございます。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費につきましては、要支援者の介護予防ケアプラン作成業務費等、介護サービス事業の運営に要する人件費並びに経常的な経費であります。前年度より約21万3,000円の減となっておりますが、主な要因は介護予防ケアプラン作成業務委託料の減によるものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防事業費につきましては、介護予防事業委託料、総合事業委託料及び介護予防・生活支援サービス事業費の負担金等でございます。前

年度より約252万1,000円の増となっておりますが、主な要因は総合事業のサービス給付の増によるものでございます。

項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費につきましては、地域包括支援センターの事業運営に要する人件費並びに経常的な経費及び包括的な支援に係る事業費でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1基金費につきましては、6,638万7,758円を基金に積み立てるものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

款9諸支出金、項1償還金、目1償還金4,537万6,375円につきましては、平成29年度介護給付費負担金の精算結果による国庫、県費、支払基金への返還金でございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

6ページにお戻りいただければと存じます。

款1保険料、項1介護保険料、目1介護保険料につきましては、現年度分と滞納繰越分合わせて5億7,896万7,730円でございます。前年度と比べまして1,047万9,240円の増でございます。

款2介護サービス事業収入、項1介護サービス事業収入、目1介護サービス事業収入につきましては、要支援者1・2の者に対する介護予防サービスプラン作成報酬並びに総合事業の介護予防ケアマネジメント事業収入でございます。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、3億6,914万1,497円でございます。

8ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目1調整交付金につきましては、1,974万円でございます。

目2地域支援事業交付金につきましては、3,146万9,660円でございます。

目3事務費交付金につきましては113万4,000円で、これは制度改正に伴うシステム改修によるものでございます。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金につきましては、目1介護給付費交付金といたしまして5億4,320万930円、目2地域支援事業交付金といたしまして1,314万6,000円でございます。

款6県支出金につきましては、項1県負担金、目1介護給付費負担金といたしまして2億8,180万1,000円、項2県補助金、目1地域支援事業交付金といたしまして1,695万1,000円、項3委託金、目1総務費委託金といたしまして、要保護者に係る審査判定等の費用として1万1,000円でございます。

10ページをお願いいたします。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金といたしまして、節1保険給付事業繰入金といたしまして2億2,676万2,296円、節2介護サービス事業繰入金といたしまして531万1,962円を繰り入れております。

款9繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして1億7,951万8,156円を繰り越しております。

12ページをお願いいたします。

項3雑入、目1雑入といたしまして、介護保険料等還付未済金、介護保険料（過年度分）返還金、介護予防事業利用者負担金といたしまして53万9,140円、目2第三者納付金といたしまして44万7,768円を収入しております。

最後に、25ページをごらんください。

歳入総額22億7,751万2,730円、歳出合計22億4,593万643円、歳入歳出差し引き額3,158万

2,087円となっております。

以上で認定第3号の詳細説明を終わらせていただきます。

それでは、引き続きまして認定第4号平成30年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして詳細説明を申し上げます。

まず、決算書の歳出から御説明をさせていただきます。

決算書10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、後期高齢者医療の運営に関する人件費並びに事務処理に要する経常経費でございます。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費につきましては、年度の途中でお亡くなりになられたこと等により保険料額が変更になったことによる過誤納付還付金、また後期高齢者医療保険料を徴収するために保険料決定通知書や納付書の印刷製本費や郵送料でございます。節13委託料のうち、後期高齢者医療システム改修委託料86万4,000円につきましては、平成31年度保険料軽減特例の見直しに係るシステム改修によります委託料でございます。

12ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成31年3月分までの現年度分の保険料納付金といたしまして3億3,157万6,697円、過年度分の保険料納付といたしまして963万3,832円、兵庫県後期高齢者医療広域連合の運営のための共通経費でございます分賦金といたしまして1,141万1,001円、保険基盤安定繰入金納付金といたしまして6,252万2,193円をそれぞれ兵庫県後期高齢者医療広域連合へ納付してるところでございます。

款3保健事業費、項1保健事業費、目1保健事業費、節13委託料のうち、特定健診委託料の295万2,705円につきましては、平成20年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づきまして健康診査を実施し、517名の方が受診されてるところでございます。また、歯科検診委託料19万5,000円につきましては、平成29年度より高齢者の死因として多い肺炎を予防するため歯科検診を実施いたしまして、39名の方が受診されてるところでございます。

続いて、歳入を御説明いたします。

6ページにお戻りいただきたいと存じます。6ページをお願いいたします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、節1現年度分につきましては、特別徴収分といたしまして2億4,269万8,367円、普通徴収分といたしまして9,744万6,582円、合計で3億4,014万4,949円を収納しているところでございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料につきましては、3万6,400円を収納しております。

款3県支出金、項1県補助金、目1円滑運営事業費補助金につきましては、平成31年度保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修に対する補助金として受け入れをしているところでございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金といたしまして2,288万1,222円、保険基盤安定繰入金といたしまして6,252万2,193円、合計で8,540万3,415円を一般会計より繰り入れさせていただいているところでございます。

1ページおめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして950万1,511円を収納しております。

款7諸収入、項3雑入、目1雑入は、兵庫県後期高齢者医療広域連合より保険料還付金等とい

たしまして17万2,742円を受け入れております。また、死亡、転出等により保険料額が変更となられた方につきまして、事務処理上、年度末までに還付できなかった後期高齢者医療保険料の7万8,548円につきましては、還付未済金といたしまして雑入に振りかえ、翌年度の過誤納還付金に充当をさせていただいているところでございます。

以上の結果、最後のページ、13ページをごらんください。

歳入総額4億4,061万6,670円に対しまして、歳出総額4億3,085万1,745円で、歳入歳出差し引き額976万4,925円を翌年度に繰り越しをさせていただいております。

以上、認定第4号の詳細説明を終わらせていただきます。

それでは、私から最後になります認定第5号平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましての詳細説明を申し上げます。

まず、決算書の8ページの歳出をお願いいたします。

款1墓園事業費、項1墓園事業費、目1一般管理費の594万6,179円でございますが、主に墓園管理システム保守委託料といたしまして99万7,920円、門扉設置工事費といたしまして27万6,480円、墓所返還還付金といたしまして338万4,000円となります。墓園管理システム保守委託料につきましては、平成29年度から導入しておりますシステムの障害時の復旧体制を確保するための保守委託料をしているものでございます。門扉設置工事は、墓園内への鹿の侵入を防ぐためにしたものでございます。また、墓所返還還付金につきましては、申し込み後、墓碑の設置の見込みがなくなり不要になったなどの理由により返還申請がございました7基分を返還したところでございます。

目2墓園管理費の622万2,342円でございますが、墓園を良好な状態で維持管理するための費用といたしまして、主に委託料の除草作業・ごみ処理等による清掃管理委託料、樹木の剪定、芝刈り、薬剤散布等による植木の維持管理委託料、墓園入り口に設置しております車どめの開閉業務委託料を合わせて537万452円となっております。

次に、6ページの歳入をお願いいたします。

まず、款1使用料及び手数料、項1使用料、目1墓園使用料の528万6,000円でございますが、墓園永代使用料といたしまして町内6基分、町外1基分となっております。平成30年度末の区画応募状況は累計で912基となっております。

項2手数料、目1墓園手数料633万1,500円でございますが、墓園年間管理料といたしまして918基分となっております。

款3繰越金につきましては、前年度繰越金といたしまして180万1,518円となっております。

以上で平成30年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の詳細を終わらせていただきます。何とぞよろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 長いことありがとうございました。

経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 私のほうからは、認定第6号と認定第7号につきまして続けて説明を申し上げます。

まず最初に、認定第6号平成30年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算書の金額は、資本的収支にかかわるものを除きまして消費税抜きで表示しておりますが、2ページの決算報告書における収益的収入及び支出につきましては、予算との対比のために税込み表示で表示しております。

それでは、2ページから説明させていただきます。

第1項収益的収入及び支出をごらんください。

まず、収入の第1款事業収益は、予算額5億3,331万8,000円に対しまして、決算額5億4,640万9,289円となり、予算額を1,309万1,289円上回りました。

支出におきましては、第1款事業費用の予算額5億2,147万1,000円に対し、決算額4億8,888万929円となり、不用額は3,259万71円でございます。

次に、4ページをお願いします。

4ページの第2項資本的収入及び支出をお願いいたします。

収入の第1款資本的収入ですが、予算額3億1,260万円に対しまして、決算額は0円となりました。これは事業の繰り越しに伴いまして企業債の借入れを実行しなかったことや、資産を定期預金のみで運用しまして投資有価証券の売買を行わなかったことによるものでございます。

支出の第1款資本的支出では、平成29年度からの繰越額1億7,000万円を含む予算額7億1,898万5,000円に対しまして、決算額3億1,151万6,996円となり、令和元年度への繰越額1億6,997万4,000円、第1項建設改良費、吉福地内外送水管更新工事・上水道工事跡舗装本復旧工事を除いたものでございます。その除いた不用額につきましては、2億3,749万4,004円でございます。不用額のうち2億円につきましては、収入で御説明させていただいたとおり、投資有価証券を購入しなかったものによるものでございます。

資本的収入額と資本的支出額との差額3億1,151万6,996円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次に、5ページ、損益計算書をごらんください。

収益的収支を項目別に精算したのですが、下から3行目の当年度純利益3,824万231円が生じ、当年度の未処分利益剰余金になっております。この未処分利益剰余金につきましては、議案第42号平成30年度兵庫県太子町水道事業会計剰余金の処分についてで御説明しましたが、次の6ページ及び7ページのように、昨年度と同様、全額を資本金に繰り入れて処分する提案をさせていただいております。

次に、8ページのキャッシュ・フロー計算書をごらんください。

これは、平成30年度の損益計算における純利益と貸借対照表の数字の年度間変化をもとに資金の増減をあらわしたものでございます。

第1項の業務活動におけるキャッシュ・フローでは、減価償却関係の収支などから2億484万9,873円が増加し、第2項の投資活動によるキャッシュ・フローでは、東出ヶ丘地内の老朽管更新工事などによる有形固定資産の取得に伴う支出で2億4,072万3,471円が減少、そして第3項の財務活動によるキャッシュ・フローでは、企業債の償還により5,153万5,649円が減少した結果、資金は8,740万9,247円減少して、期末残高は7億1,474万9,712円となっております。

次に、9ページの貸借対照表をごらんください。

これは、年度末現在の資産・負債及び資本の各項目の状況を総括的に表にしたものでございます。

まず、資産の部の第1項固定資産の合計は60億7,662万7,462円となっております。

次に、第2項の流動資産ですが、第1号の現金・預金は、先ほどキャッシュ・フローの説明でお示した金額の期末残高7億1,474万9,712円であります。このうちの預金残高につきましては4億9,000万円でございます。流動資産の合計は7億6,217万3,628円、固定資産と合わせた資産合計は、前年度比329万2,452円減の68億3,880万1,090円であります。

次に、10ページの負債の部、第3項の固定負債をごらんください。

第1号には翌々年度以降に償還する企業債の残高、第2号には退職給付引当金を計上しており

まして、合計で7億4,404万2,297円でございます。第4項の流動負債につきましては、第1号は翌年度の企業債償還額4,934万2,478円であります。第2号の未払金5,257万7,361円の内訳は、営業未収金、主に修繕費や事務委託料など4,011万9,561円と資本的支出にかかわる未払金、工事設計委託料など1,245万7,800円でございます。第3号の預かり金7,023万5,702円は下水道使用料でございます。第4号の引当金と合わせた流動負債の合計額は1億7,673万9,541円となっております。また、第5号の繰り延べ収益は、第1号の長期前受金から第2号の収益化累計額を差し引いた23億7,890万6,582円でございます。固定負債と流動負債、繰り延べ収益を合わせた負債合計は32億9,968万8,420円となっております。

次に、11ページの資本の部をごらんください。

第6項の資本金と第7項の剰余金につきましては、資本金が24億5,870万8,787円、剰余金が10億8,040万3,883円でありまして、資本合計が35億3,911万2,670円、負債と資本の合計は68億3,880万1,090円で、9ページの資産合計と一致しております。14ページ以降は、決算に関する説明書でございます。

14ページの事業報告書をごらんください。

第1項の概況では、第1号に総括事項として平成30年度の配水量や給水人口などの動向、営業や建設改良の取り組みと経理状況を、15ページの第2号には議案の議決状況、第4号に職員の状況について記述しております。16ページ以降につきましては、工事や業務等の状況を掲げております。今後、節水機器の普及や節水意識の高まりなどから給水収益が減少傾向にある反面、水道施設や機器類の更新、送水管、配水管の耐震化が必要となる厳しい経営状況が続きます。所要の財政確保と計画的な事業執行に努めてまいりたいと思います。

次に、20ページの収益費用明細書をごらんください。

(款) 事業収益の主な部分では、(項) 営業収益、(目) 給水収益、(節) 水道使用料は、前年度比527万6,599円減の3億6,665万8,012円、(目) その他の営業収益、(節) 加入金は、前年度比1,091万円増の1,840万円となっております。

(項) 営業外収益、(目) 補助金、(節) 他会計補助金が前年度比468万445円減の230万2,431円となっております。昨年度に設置された水道ビジョン・経営戦略の策定費にかかわる額の減少によるものでございます。

21ページをごらんください。

(項) 特別利益、(目) その他の特別利益481万683円は、人事異動等による退職給付引当金の所要額減少に伴い、収益化した額でございます。

次に、(款) 事業費用、(項) 営業費用、(目) 原浄水費、(節) 委託料は、前年度比615万8,600円増の2,068万1,916円となっております。主に吉福浄水場の浄水機能を老原浄水場に統合することを目的といたしました膜ろ過による浄水試験の経費540万円によるものでございます。また、22ページの(節) 動力費でございますが、前年度比848万6,525円減の2,569万5,171円となっております。これは高圧受電施設にかかわる電気供給契約の見直しが平成29年度半ばでございましたので、電気代の減少額が平年度化したものでございます。

次に、(目) 配水費、(節) 修繕費98万6,357円は、配水管の漏水や配水施設の修繕費でございますが、前年度比で300万1,916円の減となっております。

次に、(目) 給水費でございますが、23ページの(節) 委託料が前年度比で386万3,013円増の1,588万9,681円となっております。計量法の規定により交換する量水器の取りかえ件数が多い年度に当たったものでございます。

(目) 総係費につきましては、水道ビジョン・経営戦略を策定した前年度に比べまして委託料

が前年度比で1,753万6,000円減の151万2,000円となっております。

24ページの(目)減価償却費につきましては、前年度比421万857円増の2億2,549万9,638円となっております。主に平成29年度実施の管路更新に伴う変動でございます。

(項)特別損失、(目)過年度損益修正損43万2,806円は、過年度使用分の漏水認定によります水道料金の還付・減額と給水工事の計画変更や取り下げによる加入金の還付費用でございます。

次に、25ページの資本的支出明細書をごらんください。

決算報告書4ページの説明でも申し上げましたとおり、平成30年度は事業繰り越しに伴う企業債の翌年度借入れの移行や債権の売買を行わなかったことによりまして資本的収入はございませんでした。

(款)資本的支出、(項)建設改良費、(目)配水施設改良費、(節)委託料では、立岡地内外配水管更新工事実施設計業務を、(節)工事請負費では、平成29年度の繰越事業であります東出ヶ丘地内配水管更新工事(第1工区、第2工区)などを支出しております。なお、吉福地内外送水管更新工事と東出ヶ丘地内の水道工事跡の舗装本復旧工事につきましては、年度内に完成ができなかったために翌年度繰り越ししております。金額は1億6,997万4,000円でございます。

(目)固定資産購入費、(節)機械及び装置購入費671万40円は、老原浄水場と太田配水池の水位計であるとか各施設のポンプ類につきまして経年劣化やふぐあいの発生が生じたため更新したものでございます。

以上で平成30年度兵庫県太子町水道事業会計決算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、最後に認定第7号平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。

決算書の金額につきましては、資本的収支に関するものを除きまして消費税抜きで表示しております。2ページの決算報告書におけます収益収入及び支出につきましては、予算との対比のために税込み表示で表示しております。

それでは、2ページの第1項収益的収入及び支出をごらんください。

まず、収入の第1款事業収益は、予算額12億126万円に対しまして、決算額12億589万1,970円となり、予算額を463万1,970円上回りました。

支出では、第1款事業費用の予算額13億2,444万円に対しまして、決算額12億9,446万1,271円となっております。不用額は2,997万8,729円でございます。

次に、4ページの第2項資本的収入及び支出をごらんください。

収入の第1款資本的収入ですが、予算額7億3,051万8,000円に対しまして、決算額は7億2,055万5,800円となりました。予算額との差額996万2,200円の主な要因につきましては、企業債の借入れを抑制したことによるものでございます。

支出の第1款資本的支出では、予算額10億6,192万5,000円に対しまして、決算額10億4,877万9,028円となり、不用額は1,314万5,972円でございます。

資本的収入と資本的支出との差額3億2,822万3,228円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と引継金で補填しております。

次に、5ページの第3項特例的収入及び支出をごらんください。

下水道事業は、地方公営企業法の適用に伴いまして平成30年度から公営企業会計に移行しました。これによりまして、平成29年度以前に発生しました債権または債務にかかわる未収金または未払金を平成30年度の債権または債務として整理するために特例的収入及び支出として処理して

おります。特例的収入は予算額5,896万1,000円に対しまして、決算額5,896万1,598円であり、主な内容は過年度分の下水道使用料で上水道事業が預かり金としているものや平成31年4月に収入いたしました受益者負担金でございます。支出の特例的支出では、予算額1億8,201万5,000円に対しまして、決算額1億8,201万4,038円であり、主な内容は糸井地内下水道管布設工事費、雨水4・1号幹線整備工事（2期工事）、企業債償還金など、平成31年4月、5月に支払ったものでございます。

次に、7ページの損益計算書をごらんください。

収益的収支を項目別に精算したものでございますが、下から3行目の当年度純損失といたしまして9,344万7,510円が生じ、当年度の未処理欠損金となっております。これは地方公営企業法の適用初年度に限って発生する退職給付引当金の特別損失を含んでおります。

次に、10ページのキャッシュ・フロー計算書をごらんください。

これは平成30年度の損益計算と貸借対照表の数値の年間変化をもとに資金の増減をあらわしたものでございます。

第1項の業務活動におけるキャッシュ・フローでは、減価償却関係の費用などから1億6,999万6,637円が増加し、第2項の投資活動によるキャッシュ・フローでは、ストックマネジメント計画策定、公共ます設置工事、受益者負担金システムの更新による有形固定資産の取得、流域下水事業による無形固定資産の取得に伴う支出によりまして6,026万5,456円が減少し、そして第3項の財務活動によるキャッシュ・フローでは、企業債の償還により2億766万4,785円が減少した結果、資金は9,793万3,604円減少しまして、期末残高は5億3,681万6,994円となっております。

次に、11ページの貸借対照表をごらんください。

これは、年度末現在の財務状況を明らかにするために資産・負債及び資本の各項目につきまして総括的に表示したものでございます。

まず、資産の部の第1項固定資産の合計は205億6,330万2,398円となっております。

次に、第2項の流動資産でございますが、第1号の現金預金は、先ほどのキャッシュ・フロー計算書でお示ししたとおり、資金の期末残高5億3,681万6,994円であります。このうち預金の残高は2億円でございます。流動資産の合計は6億2,689万2,391円、固定資産と合わせた資産合計は211億9,019万4,789円でございます。

次に、12ページの負債の部、第3項の固定負債をごらんください。

第1号には翌々年度以降に償還する企業債の残高、第2号には退職給付引当金を計上しておりまして、合計で101億2,362万9,635円でございます。

第4項の流動負債、第1号は翌年度の企業債償還額でございます。第2号の未払金1億752万2,772円は、年度末時点での営業未払金3,927万8,917円でございます。内容はマンホールポンプ点検監視委託料、国道179号舗装補修工事、平成30年度下水道使用料徴収事務負担金などとなっております。営業外未払金は1,243万7,063円でございます。内容は企業債利息、消費税及び地方消費税となっております。

資本的支出の未払金5,580万6,792円につきましては、公共ます設置工事、受水者負担金システム構築、企業債元金償還金がその内訳でございます。第3号の引当金と合わせた流動負債の合計額は10億7,859万7,984円となっております。また、第5号の繰り延べ収益は、第1号の長期前受け金から第2号の収益化累計額を差し引いた74億8,071万4,432円でございます。固定負債と流動負債、繰り延べ収益を合わせた負債合計は186億8,294万2,051円となっております。

次に、資本の部をごらんください。

第6項の資本金と第7項の剰余金につきましては、資本金が25億7,070万248円、剰余金は欠損金を差し引いた6,344万7,510円でありまして、資本金合計が25億725万2,738円、負債と資本の合計は211億9,019万4,789円でございます。11ページの資産合計と一致しております。15ページ以降は、決算に関する説明書でございます。

15ページの事業報告書をごらんください。

第1項の概況におきましては、第1号には総括事項といたしまして、当町におけます下水道事業の状況、平成30年度の水洗化人口などの動向、営業や建設改良の取り組みと経理状況、16ページの第2号には議案の議決状況、第4号に職員の状況について記述しております。17ページ以降につきましては、工事や業務等の状況を掲げております。今後、人口減少に伴います下水道使用料の減少が見込まれる反面、施設、設備の老朽化に伴う更新投資が増大となる厳しい状況が続きますが、下水道事業経営戦略やストックマネジメント計画に沿いまして財源の確保と計画的な事業執行に努めてまいりたいと考えております。

次に、21ページの収益費用明細書をごらんください。

(款) 事業収益の主な部分では、(項) 営業収益、(目) 下水道使用料、(節) 下水道使用料は、前年度比1,207万3,852円増の4億7,499万4,603円、(節) 前処理場使用量は前年度比16万4,542円減の805万9,958円となっております。

(目) 他会計負担金、(節) 一般会計負担金は、雨水処理に係る経費で、一般会計からの繰入金であり、587万2,624円となっております。

(項) 営業外収益、(目) 他会計負担金、(節) 一般会計負担金は、分流式不明水処理に係る経費への一般会計からの繰入金でありまして、1億338万1,708円となっております。

(目) 他会計補助金、(節) 一般会計補助金は、減価償却にかかわる経費への一般会計からの繰入金であり、3億4,450万2,000円となっております。

次に、(項) 特別利益1,222万4,126円につきましては、揖保川流域下水道事業にかかわる維持管理負担金の精算による還付金でございます。

次に、(款) 事業費用、(項) 営業費用、(目) 処理場費、(節) 委託料のうち、汚泥搬入施設維持管理業務として337万800円を支出しております。これは、流域下水道終末処理場へ生汚泥搬送時における立ち会いや記録、報告、汚泥濃度の計測、分析、機器点検にかかわる人件費等を兵庫県に支払ったものでございます。

次に、(目) 流域維持管理経費、(節) 揖保川流域維持管理負担金では、一般下水道分として処理水量452万959立方メートルに対する処理負担金が2億4,767万5,000円支出いたしまして、前処理場分として処理水量3万1,365立方メートルに対する処理負担金を391万8,520円支出しております。なお、負担金につきましては、翌年度5月に精算されるために、平成31年度において還付金を収入しております。(節) 兵庫西流域汚泥処理負担金では、し尿と生汚泥に対する償却負担金として481万2,965円を支出しております。この負担金についても翌年度精算のために、平成31年度において不足分を支出しております。

次に、(項) 営業外費用、(目) 支払利息及び企業債取扱諸費、(節) 企業債利息では、下水道事業分と前処理場利用分を合わせまして2億1,755万1,510円を支出しております。前年度比1,585万4,871円の減となっております。

(目) 消費税、(節) 消費税では、地方公営企業法の適用初年度に限る措置といたしまして、前年度の確定税額の精算額を支出しております。

(項) 特別損失、(目) 過年度損益修正損162万8,806円は、漏水認定による下水道使用料にかかわる還付金を支出しております。

(目) その他特別損失では、地方公営企業会計移行初年度に一括して計上する引当金でございます。対象給付金引当金繰入額2,632万5,412円、賞与等引当金繰入額179万5,000円、貸倒引当金繰入額177万729円でございます。

次に、24ページの資本的収入及び支出明細書をごらんください。

(款) 資本的収入の(項) 受益者負担金につきましては、1,123万8,800円を収入しております。前年度比1,197万8,100円の減となっております。

次に、(項) 他会計出資金、(目) 他会計出資金は、企業債償還元金への一般会計からの繰入金でございます。5億3,741万7,000円となっております。

次に、(項) 企業債、(目) 企業債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債と合わせまして1億7,190万円を借り入れております。前年度比1億8,630万円の減となっております。

次に、(款) 資本的支出、(項) 建設改良費、(目) 施設整備費、(節) 委託料につきましては、リスクマネジメントの観点から主要な施設の長期的な更新計画でありますストックマネジメント計画の策定業務委託といたしまして213万8,400円を支出しております。

次に、(目) 流域下水道事業建設負担金につきましては、一般下水道分として3,007万6,473円を、前処理場分といたしまして306万5,587円を支出しております。これは揖保川流域下水道の処理場の建設事業費から国庫補助分及び県負担分を除いた事業費を関係3市1町が負担するものでございます。太子町における負担割合につきましては、管渠については12.25%、処理場につきましては15.78%となっております。

次に、(目) 固定資産購入費、(節) 工具、機具及び備品につきましては、主なものといたしまして受益者負担金システムのオペレーションシステムのサポート終了に伴いまして、故障等によりますデータ損失の防止を目的といたしまして機器とソフトウェアの更新を行い、合わせて573万9,876円を支出しております。

次に、(項) 企業債償還元金、(目) 企業債償還元金につきましては、下水道事業分、前処理場事業分にかかわる元金といたしまして、合わせて9億5,805万5,196円を支出しております。前年度比で5,678万2,842円の増となっております。

以上で平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計決算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(藤澤元之介) これにて日程第33、認定第1号から日程第39、認定第7号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで平成30年度一般会計・特別会計及び企業会計の7会計決算については法令に基づいて監査委員の決算審査を受けていますので、代表監査委員から決算審査の説明を求めます。

蓮本了遠代表監査委員。

○監査委員(蓮本了遠) 平成30年度兵庫県太子町一般会計・特別会計につきまして長谷川監査委員とともに審査いたしましたので、ここで御報告申し上げます。

1. 審査対象、(1)兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算、(2)兵庫県太子町特別会計歳入歳出決算、これは国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、墓園事業の4特別会計でございます。(3)附属書類、兵庫県太子町歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類でございます。

2. 審査期間、令和元年7月17日から令和元年8月13日まで。

3. 審査の方法、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されてい

るかなどの点につきまして審査いたしました。

また、基金につきましては、その設置目的に沿って適正に運用されているか、計数は正確であるかなどを審査しました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にしました。

4. 審査の結果、審査に付されました一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び附属書類の計数は正確であることを確認しました。

また、基金の運用状況は、その設置目的に沿って運用され、計数は正確であると認めました。

決算の個別意見につきましては、以下に述べるとおりでありますので御確認いただきますようお願い申し上げます。

引き続きまして、平成30年度兵庫県太子町水道事業会計について御報告申し上げます。

1. 審査対象、兵庫県太子町水道事業会計決算。
2. 審査日、令和元年7月17日から令和元年8月13日まで。
3. 審査の方法、審査に当たっては、決算報告書及び、その他附属書類に基づいて計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び、財政状況が適正に表示されているかなどの点について審査いたしました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にして審査を実施しました。

4. 審査の結果、提出されました決算書、事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関連法令に準拠して作成され、また財政状況も適正に表示され、かつ計数は正確であるということを確認しました。

個別意見につきましては、以下を御確認いただきますようお願いいたします。

最後に、平成30年度兵庫県太子町下水道事業会計について御報告申し上げます。

御承知のように、今年度から公営企業会計に移行されました。

1. 審査対象、兵庫県太子町下水道事業会計決算。
2. 審査日、令和元年7月17日から令和元年8月13日まで。
3. 審査の方法、審査に当たっては、決算報告書及び、その他附属書類に基づいて計数の審査と会計内容が適正に行われているか、企業の経営及び、財政状況が適正に表示されているかなどの点について審査いたしました。

なお、審査の過程では、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査を参考にして審査をいたしました。

4. 審査の結果、提出された決算書及び事業報告書、財務諸表はいずれも地方公営企業関連法令に準拠して作成され、また財政状況も適正に表示され、かつ計数は正確であるということを確認いたしました。

個別意見につきましては、以下を御確認いただきますようお願いいたします。

以上で御報告を終わります。

○議長（藤澤元之介） 決算審査の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月2日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後4時36分）